

令和6年度
教育委員会の権限に属する事務の管理
及び執行状況についての点検及び評価
(令和5年度対象)

令和6年9月
福岡県教育委員会

目次

はじめに	1
点検及び評価の概要について	1
○ 教育委員会の活動状況について	2
○ 教育施策の推進状況について	4
○ 学識経験者意見	33
○ 参考資料等	36

はじめに

このたび、県教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）第 26 条に定めるところにより、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果を報告書にまとめました。

この点検及び評価は、令和5年度における「教育委員会の活動状況」及び「教育施策の推進状況」に関して実施したものであり、効果的な教育行政の推進に資するとともに、教育行政の推進状況に関する県民への説明責任を果たすことを目的としています。

県教育委員会は、この報告書を議会に提出するとともに、県民に公表することとしています。

また、この点検及び評価の結果を今後の教育委員会活動や教育施策に十分に反映させることで、本県における教育施策が、県民の皆様方の御理解の下に、適切・円滑に推進できますよう、取組の強化を図ってまいります。

点検及び評価の概要について

1 点検及び評価の対象

本報告書では、「教育委員会の活動状況」及び「令和5年度福岡県教育施策実施計画」に掲げられた施策について、点検及び評価を実施しました。

2 点検及び評価の方法並びに評価の観点

対象となる施策を構成する主な取組・事業等の推進状況についての点検及び評価を通じて、施策自体に関する点検及び評価を実施することとしています。

なお、指標の達成状況については、目標値に向けての状況を次の4段階の基準で評価しています。

◎	既に目標を達成している。
○	目標達成に向けて順調に推移している又は概ね目標を達成している。
△	目標達成に向けて、取組の強化が必要である。
▲	目標達成のためには、取組の抜本的改善が必要である。

また、点検及び評価に際しては、施策の必要性や効率性、有効性や公平性といった観点から客観的な評価がなされるよう配慮し、教育に関して学識経験を有する者の知見の活用を図るため、大学等の専門家からの意見書を求める方式を取っています。今回の意見書については、次の3名の方に執筆をお願いしました。

九州大学大学院教授 元兼 正浩 氏

福岡教育大学教授 伊藤 克治 氏

九州共立大学教授 山田 明 氏

○ 教育委員会の活動状況について

教育委員会の概要

1 教育委員会の位置付け

教育委員会は、知事から独立した行政委員会として位置付けられ、本県教育行政における重要事項や基本方針は、知事が議会の同意を得て任命した教育長及び5人の委員で組織する教育委員会において決定され、教育長の指揮の下に、教育委員会の事務局等（教育庁各課、出先機関）が具体的な事務を執行しています。

2 教育委員会の所管事務

教育委員会は、学校教育、社会教育、学術、文化、スポーツ等に関する事務を担当する機関として設置されています。なお、本県においては、教育に関する事務のうち、大学、私立学校、生涯学習の振興等の事務については知事が担当しています。

3 教育長及び委員の構成（令和6年3月31日現在）

教育長及び委員は次の6人です。教育長の任期は3年、委員の任期は4年であり、再任されることができます。

職名	氏名	委員としての任期	職業
教育長	吉田法稔	R3. 4.28 ~ R6. 4.27（1期目）	
委員 (教育長職務代理者)	前田恵理	H28.10.17 ~ R6.10.16（2期目）	会社役員
委員	木下比奈子	H29. 8. 1 ~ R7. 7.31（2期目）	弁護士
委員	堤康博	R1.10.17 ~ R9.10.16（2期目）	医師
委員	久保竜二	R2. 7.16 ~ R6. 7.15（1期目）	会社役員
委員	松浦賢長	R3.10. 1 ~ R7. 9.30（1期目）	大学教授

令和5年度 主な活動

活動内容	実績
教育委員会会議の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開催実績 計 21 回 <ul style="list-style-type: none"> ①定例会:12回、②臨時会:9回 ※うち移動教育委員会1回(県立八幡高等学校) ○ 議決事項 45 件 <ul style="list-style-type: none"> ①基本方針・計画の策定:2件、②人事案件:18件、 ③審議会委員等任命・委嘱:11件、④規則の制定・改廃:8件、 ⑤文化財の指定:1件、⑥その他:5件 ○ 協議事項 9 件(人事案件等) ○ 報告事項 26 件(条例改正、予算関係等) 定例会、臨時会の傍聴者数 3 人(報道関係者を除く)
委員協議会の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 主要施策、懸案事項等のほか、委員提案議題の協議等 開催実績 13 回、協議等件数 26 件
学校訪問(学校行事・式典への出席、視察、懇談等)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校行事・式典(創立記念式典、卒業式)への出席、移動教育委員会実施に伴う学校視察、懇談、意見交換等(訪問回数 延べ14回)
学校以外における各種行事への出席、視察、意見交換	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種行事への出席(ふくおか教育月間記念行事、福岡県教育文化表彰式、とびうめ教育表彰、かごしま国体、とまこまい国スポ等 出席等回数 延べ12回)
総合教育会議 ^{注1)} への出席	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡県におけるいじめ防止対策についての協議(会議回数 1回)

<p>他の都道府県との連携、情報 交換の場への出席</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国の施策や予算の要望等 ○ 九州地方教育委員協議会・総会 ○ 全国都道府県教育委員協議会、教育委員会連合会総会 <p style="text-align: right;">(出席回数 延べ5回)</p>
-----------------------------------	---

教育委員会会議の議題や会議録等の情報については、県ホームページ(下記URL又は2次元コード)から御覧いただけます。(https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kyoi-act-result.html)



成 果

- 教育委員会会議の開催については、定例会のほかに臨時会を積極的に開催し、活発な議論を行いました。会議の議題については、事前に送付された会議資料等により議題への理解を深めた上で会議に臨んでおり、事務局提案の原案についても県民の視点に立った議論を行いました。議案を承認する場合も、施策の改善点や要望等を明確に示しました。
- 教育施策などの重要案件や条例・規則の制定、懸案事項等について、委員協議会において継続的に協議した上で、会議の議題として十分な議論を行うとともに、他県との研究協議事項や各種調査結果の報告などについても委員協議会で積極的に議論を行いました。
- 総合教育会議では、福岡県におけるいじめ防止対策について協議し、知事と意思疎通及び連携を図りました。

今後の課題・対応

- 教育委員会活動が県民により一層理解され、関心を持ってもらうため、会議録の公開をはじめ、教育委員の学校視察、各種行事の出席等の活動状況を積極的に情報発信します。

注1) 総合教育会議:①大綱(各地方公共団体の長が、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもの。)の策定、②教育を行うための諸条件の整備など重点的に講ずべき施策、③児童、生徒等の生命又は身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整するための会議。知事と教育委員会で構成され、知事が招集するもの。

○ 教育施策の推進状況について

「令和5年度教育施策実施計画」の施策体系に基づき、施策毎にその実施状況、成果、今後の課題・対応をまとめています。

柱	項目	施策	施策番号	ページ
I 教育の充実	1 学力、体力の向上	(1) 学力の向上	施策1	(P8)
		(2) 異文化理解と外国語能力の向上	施策2	(P10)
		(3) 体力の向上	施策3	(P11)
		(4) 健康教育の推進	施策4	(P12)
	2 豊かな心の育成	(1) 道徳教育の推進	施策5	(P13)
		(2) 実体験を重視した教育の推進	施策6	(P14)
		(3) 幼児教育の充実	施策7	(P15)
		(4) 読書活動の充実	施策8	(P16)
		(5) いじめや不登校等への対応	施策9	(P17)
		(6) 少年の非行防止と健全育成、インターネット適正利用の推進	施策10	(P18)
		(7) 学校、家庭、地域の連携・協働体制の整備、家庭教育支援の充実	施策11	(P19)
	3 個性や能力を伸ばす教育の推進	(1) 子ども本位の指導の推進	施策12	(P20)
		(2) 特別支援教育の推進	施策13	(P21)
		(3) キャリア教育・職業教育の推進	施策14	(P22)
	4 教育環境づくり	(1) 今日的な教育ニーズへの対応	施策15	(P23)
		(2) 学校教育のICT化	施策16	(P24)
		(3) 子どもの安全確保	施策17	(P25)
		(4) 学校施設の整備・充実	施策18	(P26)
		(5) 厳しい教育環境にある子どもへの支援	施策19	(P27)
		(6) 教員の指導力・学校の組織力の向上	施策20	(P28)
II スポーツ立県福岡の実現	I 未来へはばたく青少年の応援	(1) 次世代の競技者の育成	施策21	(P29)
III 共助社会づくり、生涯学習の推進	I 生涯学習の推進	(1) 社会教育の推進	施策22	(P30)
IV 文化芸術の振興	I 文化芸術の振興	(1) 文化芸術活動の推進、文化芸術を育む人材の育成	施策23	(P31)
V 人権が尊重される心豊かな社会づくり	I 人権教育・人権啓発の推進	(1) 人権教育の推進	施策24	(P32)

指標の達成状況一覧

()は施策のページ

施策番号	指標	R3年度	R4年度	R5年度	目標値	達成状況
1 (P8)	【確かな学力の育成】 全国学力・学習状況調査における学力上位層の構成割合が全国平均を上回る地区数(教育事務所別)	小 国語 5 地区 算数 2 地区 中 国語 1 地区 数学 1 地区	小 国語 2 地区 算数 2 地区 中 国語 1 地区 数学 1 地区	小 国語 4 地区 算数 3 地区 中 国語 1 地区 数学 1 地区	小 国語 6 地区 算数 6 地区 中 国語 6 地区 数学 6 地区 (R8 年度)	△
	【課題解決に向けた取組】 授業の中で自分たちで課題を立て、解決に向け話し合い、発表するなどの学習活動に取り組んでいたと思う児童生徒の割合	小 65.5% (全国 70.9%) 中 67.0% (全国 71.5%)	小 67.3% (全国 71.4%) 中 65.2% (全国 71.3%)	小 67.1% (全国 71.3%) 中 65.0% (全国 70.7%)	全国平均以上 (毎年度)	△
	【家庭での学習習慣の定着】 学校の授業時間以外に、平日の勉強時間が1時間未満の児童生徒の割合	小 40.3% (全国 37.5%) 中 26.6% (全国 24.0%)	小 43.2% (全国 40.5%) 中 35.5% (全国 30.4%)	小 46.4% (全国 42.9%) 中 38.2% (全国 33.9%)	全国平均以下 (毎年度)	△
	【学力向上に関する検証改善サイクルの確立】 教育課程の改善を図るための一連のPDCAサイクルを確立している学校の割合	小 31.4% (全国 31.1%) 中 32.6% (全国 29.8%)	小 32.1% (全国 29.3%) 中 32.4% (全国 28.8%)	小 36.4% (全国 39.2%) 中 35.1% (全国 35.4%)	全国平均以上 (毎年度)	○
2 (P10)	【生徒の英語力】 中学校卒業段階で CEFR A1 レベル相当以上を達成した生徒の割合	53.6%	50.8%	54.8%	60% (R8 年度)	△
	【生徒の英語力】 高等学校卒業段階で CEFR A2 レベル相当以上を達成した生徒の割合	50.4%	50.7%	50.9%	60% (R8 年度)	△
3 (P11)	【子どもの体力向上】 全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力中・上位層の割合が全国の割合を上回る区分数(教育事務所、小中学校、男女別)	実施校数が少ないため現状値として記載不可	19区分	19区分	全区分 (24 区分) (R8 年度)	△
	【子どもの運動習慣の定着】 学校の体育の授業以外で、週3日以上運動やスポーツをする児童生徒の割合	52.6%	52.2%	52.2%	65% (R5 年度)	△
4 (P12)	【食に関する指導】 朝食を食べる習慣が定着している児童の割合	93.1% (全国 94.9%)	92.4% (全国 94.4%)	91.4% (全国 93.9%)	全国平均以上 (毎年度)	△
5 (P13)	【道徳教育の推進】 各地域の道徳教育の中核となる小・中学校教員の養成研修修了者数	24 人	24 人	24 人	24 人 (毎年度)	◎
	【道徳教育の推進】 研修会の講師等として自校以外で活動した道徳教育地域指導者の割合	82.6%	76.3%	75.4%	80% (毎年度)	○
6 (P14)	【放課後等における体験活動の実施】 放課後等に子どもの体験活動を実施している市町村の割合	86.7%	86.7%	89.7%	100% (毎年度)	○
7 (P15)	【小学校と幼稚園等の連携】 幼稚園・保育所・認定こども園と合同で研修会を実施した小学校の割合	54.8%	62.9%	58.3%	80% (毎年度)	△
8 (P16)	【読書好きを育む環境づくりの推進】 読書が好きなお児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙において質問事項なしのため記載不可	小 73.9% 中 67.7%	小 72.7% 中 65.4%	小 75.0% 中 70.1% (R8 年度)	△

施策 番号	指標	R3年度	R4年度	R5年度	目標値	達成 状況
9 (P17)	【不登校対策】 相談・指導等を受けていない不登校 児童生徒の割合	小・中 42.7% 高 48.8%	小・中 39.9% 高 47.7%	R6年10月頃 公表予定	小・中 33% 高 50% (R8年度)	○
	【不登校対策】 不登校から継続して登校できるよう になった児童生徒の割合	小・中 39.3% 高 66.7%	小・中 28.0% 高 57.2%			
	【いじめの解消】 いじめの認知件数のうち解消した件 数の割合	小 83.2% (全国 80.4%) 中 85.1% (全国 78.9%) 高 73.5% (全国 80.7%)	小 76.2% (全国 77.2%) 中 82.0% (全国 75.9%) 高 71.5% (全国 77.7%)	R6年10月頃 公表予定	全国平均以上 (毎年度)	○
10 (P18)	【家庭・地域と連携した規範意識育 成】 「児童生徒と保護者が共に学ぶ学習 会」に参加した保護者の割合	小 36.9% 中 10.0%	小 58.2% 中 10.6%	小 40.1% 中 11.0%	小 45% 中 10% (R5年度)	○
11 (P19)	【学校・家庭・地域の連携・協働体制 の整備】 保護者や地域の方が学校の美化、登 下校の見守り、学習・部活動支援、学 校行事の運営などの活動に参加して いる学校の割合	小 94.9% (全国 95.7%) 中 85.6% (全国 85.3%)	小 94.0% (全国 94.6%) 中 77.2% (全国 77.5%)	小 94.6% (全国 95.9%) 中 82.8% (全国 82.1%)	全国平均以上 (毎年度)	○
	【コミュニティ・スクールと地域学校協 働活動の一体的推進】 コミュニティ・スクールと地域学校協働 活動を一体的に取り組んでいる小中 学校の割合	54.7%	73.2%	78.6%	100% (R7年度)	○
12 (P20)	【科学技術系人材の育成】 高校生科学技術コンテストの受験者 数	635人	783人	721人	700人 (毎年度)	◎
	【科学技術系人材の育成】 科学の甲子園ジュニアの参加チーム 数(中学生対象)	166チーム	149チーム	167チーム	150チーム (毎年度)	◎
	【農業人材の育成】 農業関係学科から農業関連分野へ 就職・進学した生徒の割合(県立高 等学校)	39.6%	38.6%	38.4%	39% (R8年度)	○
13 (P21)	【特別支援教育体制の整備】 個別的教育支援計画等による学校間 の引継ぎの実施割合(公立学校 (園))	79.3%	81.4%	89.9%	100% (R8年度)	○
14 (P22)	【キャリア体験活動の実施】 県立高等学校における職業や進路研 究等に関する体験活動への参加率	97.2%	98.7%	98.3%	100% (R8年度)	○
	【就職意欲の向上】 県立知的障がい特別支援学校高等 部における就職希望率	49.2%	44.2%	43.6%	50% (毎年度)	○
15 (P23)	【プログラミングによる課題解決力の 向上】 プログラミング学習を課題解決等に 応用する意欲の高い生徒の割合(県 立高等学校)	現状値なし	42.5%	79.7%	60% (毎年度)	◎
16 (P24)	【県立高等学校におけるICTの効果 的な活用による教育の充実】 タブレットを活用した協働学習の指導 ができる教員の割合	現状値なし	75.6%	100%	100% (R5年度)	◎

施策 番号	指標	R3年度	R4年度	R5年度	目標値	達成 状況
16 (P24)	【県立高等学校におけるICTの効果的な活用による教育の充実】 ICTを活用した学びにより学習意欲が高まった生徒の割合	現状値なし	55.8%	78.9%	80% (R5年度)	○
17 (P25)	【交通安全教育の推進】 交通安全教室(高等学校は二輪車安全教室を含む。)を実施している学校の割合	小 100% 中 100% 高 100%	小 100% 中 100% 高 100%	小 100% 中 100% 高 100%	小 100% 中 100% 高 100% (毎年度)	◎
	【防災教育の推進】 災害時の児童生徒の引渡し手順・ルールの策定率(小・中学校)	75.9%	77.8%	80.3%	100% (R8年度)	△
19 (P27)	【スクールソーシャルワーカーの配置】 スクールソーシャルワーカーを配置している中学校区の割合	97.5%	96.0%	97.9%	100% (R5年度)	△
20 (P28)	【県立学校教職員の超過勤務の縮減】 超過勤務時間数が月45時間超の教職員の割合(令和5年度までに解消)	26.1%	26.3%	23.6%	0% (R5年度)	△
	【県立学校教職員の超過勤務の縮減】 超過勤務時間数が年360時間超の教職員の割合(令和6年度までに解消)	48.0%	47.3%	43.9%	13.7%以下 (R5年度)	△
21 (P29)	【競技スポーツの振興】 国民体育大会における男女総合成績順位	大会中止	8位	7位	8位 (毎年度)	◎
	【女性アスリートの育成】 国民体育大会における女子総合成績順位	大会中止	11位	10位	8位 (毎年度)	○
22 (P30)	【県立社会教育施設の利用】 県立社会教育施設の利用団体数(社会教育総合センター、英彦山青年の家、少年自然の家「玄海の家」)	1,122 団体	1,660 団体	1,903 団体	1,900 団体 (R8年度)	◎
	【県立図書館の利用】 県立図書館の年間貸出冊数(電子図書を含む。)	402,053 冊	498,989 冊	461,340 冊	460,000 冊 (R8年度)	◎
	【ふくおか社会教育応援隊事業の実施】 ふくおか社会教育応援隊事業における社会教育主事等の派遣回数	690 回	716 回	893 回	1,200 回 (R8年度)	○
23 (P31)	【県立美術館の利用】 県立美術館入館者数	81,667 人	107,872 人	72,397人※	160,000 人 (R8年度)	○
24 (P32)	【人権教育の推進】 人権教育推進の中核となる指導者養成研修を修了した教員の累計人数	497 人	522 人	542 人	597 人 (R8年度)	○

<達成状況集計>

※ 改修工事のため、約5か月休館

◎	9
○	18
△	14
▲	0
合計	41

※ 2次元コードは令和5年度福岡県教育施策実施計画の該当ページを表示します。



施策の基本的なねらい等はこちら →

(1) 学力の向上 <<施策I>>

<p>主な取組 ・事業 実施状況</p>	<p>○学力向上総合推進事業の実施<重点事業1></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学力向上推進強化市町村に対する少人数・習熟度別指導等のための非常勤講師派遣（県内 21 市町村及び 1 学校組合に 122 人派遣） ・各教育事務所に設置する学力向上推進委員会による課題分析に基づいた市町村支援（指導資料の活用状況、思考力等を問う定期考査問題の作成状況の把握、各種学力調査結果に基づく分析） ・全国学力・学習状況調査及び福岡県学力調査の実施と児童生徒への教育指導の充実を推進するための調査結果分析の公表及び好事例の普及 ・基礎基本を含む活用力育成教材集及びチャレンジテストの実施 ・学力向上推進拠点校への重点的支援（中学校 6 校に学習支援員の配置、教育事務所指導主事の重点派遣、実践研究に要する経費の補助） <p>○主体的・対話的で深い学び推進事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業構想力・評価力を高める授業実践講座の実施（参加教員数中学校 238 人） ・県立高等学校・中等教育学校における ICT を効果的に活用した授業改善及び評価方法を研究する研究開発校の指定及び研究発表を通じた成果普及（指定校 3 校） <p>○地域学校協働活動事業における放課後の学習支援等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域と学校が連携・協力した地域学校協働活動による放課後の学習支援（実施市町村数 46 市町村（329 校））
<p>成果</p>	<p>○全国学力・学習状況調査の国語、算数・数学において、小・中学校ともに全国平均水準を維持しており、児童生徒の確かな学力が育成されています。</p> <p>○同調査の国語、算数・数学・英語において、記述問題の無解答の割合は全国より低く、粘り強く問題に取り組むことができる児童生徒が多いと言えます。</p> <p>○同調査の児童生徒質問紙において、「自分には、よいところがある」「先生は、あなたのよいところを認めてくれている」に肯定的な回答をした児童生徒の割合は、全国平均水準となっており、自己有用感を高める取組の充実が図られています。</p> <p>○放課後の学習支援を実施した市町村では、学校の空き教室での宿題の見守りや中学生を対象とした学習支援を実施することで、学校と地域が連携・協働して地域の教育力の向上に取り組む仕組みづくりが広がっています。</p>
<p>今後の課題 ・対応</p>	<p>●生徒が自分自身で考え、自らの特長を伸ばせる学習の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自ら考えて学ぶ」学びの姿を目指し、教員研修等での優良・先進的事例の共有や、研究・公開授業の実施を通じて授業改善を促進します。 <p>●「書く活動」の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業において、問題の場面や意図を解釈し、自身の考えを適切に表現する力を高めることを目指した「書く活動」を充実していきます。 <p>●学びに向かう力や人間性等の育成に向けた取組の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「家で自分で計画を立てて勉強している」「課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいる」に肯定的な回答をした児童生徒の割合は、全国平均よりやや低いことから、学びに向かう力や人間性等の育成に係る取組を充実していきます。 <p>●地域学校協働活動における放課後の学習支援等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後や長期休業期間中の学習支援の取組が広がるよう、研修会等で意義や効果を伝えるとともに、取組継続のための運営方法や体制づくり、人材育成について支援を行います。

指標	現状値（R5 年度）	目標値	達成状況
【確かな学力の育成】 全国学力・学習状況調査における学力上位層 ^{注1)} の構成割合が全国平均を上回る地区数（教育事務所別）	小 国語 4 地区 算数 3 地区 中 国語 1 地区 数学 1 地区	小 国語 6 地区 算数 6 地区 中 国語 6 地区 数学 6 地区 （R8 年度）	△
【課題解決に向けた取組】 授業の中で自分たちで課題を立て、解決に向け話し合い、発表するなどの学習活動に取り組んでいたと思う児童生徒の割合	小 67.1% （全国 71.3%） 中 65.0% （全国 70.7%）	全国平均以上 （毎年度）	△
【家庭での学習習慣の定着】 学校の授業時間以外に、平日の勉強時間が1時間未満の児童生徒の割合	小 46.4% （全国 42.9%） 中 38.2% （全国 33.9%）	全国平均以下 （毎年度）	△
【学力向上に関する検証改善サイクルの確立】 教育課程の改善を図るための一連のPDCAサイクルを確立している学校の割合	小 36.4% （全国 39.2%） 中 35.1% （全国 35.4%）	全国平均以上 （毎年度）	○

[測定手段] 全国学力・学習状況調査(文部科学省)

[参考資料] 令和5年度全国学力・学習状況調査 福岡県学力調査 調査結果報告書



注1) 学力上位層:各正答数の児童生徒の割合の合計について、正答数が多いほうから順に 25%、50%、75%を基準として4層に区切り、それぞれA層、B層、C層、D層としたもののうち、A層及びB層のこと。



(2) 異文化理解と外国語能力の向上 <<施策2>>

<p>主な取組 ・事業 実施状況</p>	<p>○グローバル化に対応した英語教育の推進<重点事業2></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国語指導助手（ALT）の配置（県立高等学校・教育事務所等） （配置人数 284 人、うち小・中学校対象 県任用 17 人、市町村任用 196 人、高等学校対象 71 人） ・小学生 5・6 年生を対象とした英語による体験活動及び交流会の実施（参加 170 人） ・小中学生の体験型英語学習を実施する市町村への支援（6 市町） ・中学校全学年生徒を対象とした英検 IBA テストの実施（受験者 63, 193 人） ・県内の中学生を対象とした中学生英語スピーチコンテストの実施 （県内 8 地区の予選から 37 人出場） ・県立高等学校に英語活動指導員（EAS）を配置し、外国語（英語）の授業及び英語イマージョン教育^{注1)}を実施 （配置校 4 校） ・県立高等学校にネイティブ英語教員（NET）を配置し、4 技能（聞く、読む、話す、書く）統合型英語力を育成（配置校 6 校） ・県立高等学校の生徒を対象に ALT を活用したオンライン英会話を実施（受講者 84 人） ・県立高等学校の生徒に英検等の外部検定試験の受験費用を助成（110 人） <p>○海外留学促進事業<重点事業2></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校生短期留学研修プログラムとして、海外の企業や大学等でハイレベルな研修を受け、最先端の知識・技術を学ぶシリコンバレーコースのほか、海外企業における職場体験を実施する海外就業体験コース（ハワイ・ニューサウスウェールズ・シンガポール）の計 4 コースを実施 ・県内の高校生や教員等を対象とした説明会を開催し、海外留学に関する情報提供を実施
<p>成果</p>	<p>○県立高等学校における CEFR^{注2)} A 2 レベル相当以上の生徒の割合が増加しました。 （令和 4 年度:50.7%→令和 5 年度:50.9%）</p> <p>○「CAN-DO リスト」^{注3)} 形式の学習到達目標を設定している中学校の割合は 100%、学習到達目標の達成状況を把握している中学校の割合は 99.5%でした。</p>
<p>今後の課題 ・対応</p>	<p>●4 技能（聞く、読む、話す、書く）統合型英語力のさらなる育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校教員の授業改善の支援や研修の充実とともに、県立学校における ALT スペシャリストやネイティブ英語教員を活用した公開授業・研究協議を通して、教員の英語力と指導力の向上を一層図ります。 ・英語によるコミュニケーションの意欲向上に対応した事業（スピーチコンテスト、留学助成等）を通して、英語力の高い児童生徒を育成します。

指標	現状値（R5 年度）	目標値	達成状況
<p>【生徒の英語力】 中学校卒業段階で CEFR A1 レベル相当以上を達成した生徒の割合</p>	54.8%	60% (R8 年度)	△
<p>【生徒の英語力】 高等学校卒業段階で CEFR A2 レベル相当以上を達成した生徒の割合</p>	50.9%	60% (R8 年度)	△

[測定手段]英語教育実施状況調査(文部科学省)

注1) 英語イマージョン教育: 英語以外の教科の授業を、英語を使用して実施する。生徒が英語による教師の説明を聞いたり、英語の資料を調べたり、自分の考えを英語で発表したりすることにより、教科の内容を習得するとともに、実践的な英語コミュニケーション能力が向上することを目指す。

注2) CEFR: 語学力を評価する国際的な基準。6つの外国語習得レベル(A1、A2、B1、B2、C1、C2)があり、英検3級程度は A1、英検準2級程度は A2とされている。

注3) CAN-DO リスト: 4技能(「聞くこと」「読むこと」「話すこと」及び「書くこと」)別に設定した、学年、学期ごとの学習到達目標の一覧。

**(3) 体力の向上 <<施策3>>**

主な取組・事業実施状況	<p>○福岡県体力向上総合推進事業の実施<重点事業3></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学校の状況に応じて体力向上に取り組む「1校1取組」運動の実施 ・小学生の体力向上を図る「スポコン広場」^{注1)}地区大会を県内6地区全てで開催 ・学級ごとに登録しチャレンジできる「スポコン広場チャレンジランキングゾーン」で優秀な記録を収めた学級の表彰（登録学級数延べ5,035学級） ・オリンピック・パラリンピアンへの派遣による体験教室の実施（県立学校8校） <p>○福岡県部活動改革推進事業の実施<重点事業4></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立学校部活動指導員^{注2)}の配置及び市町村立学校への配置補助（配置数 県立学校284人、市町村立学校186人） ・部活動指導員を対象とした部活動の指導体制の在り方や生徒理解に基づく指導法等に関する研修会の開催（参加者数延べ98人） <p>○教員の指導力向上のための各種研修の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初任者・保健体育科教員及び管理職を対象とした研修会の実施 ・中学校保健体育の授業における地域人材の活用に関する調査研究の実施（地域等で青少年の指導実績のある外部指導者を派遣 武道6校、ダンス8校）
成果	<p>○全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、令和元年度から4年度まで低下傾向でしたが、小学校では向上傾向、中学校では低下が緩やかとなり、取組の成果が見られています。</p>
今後の課題・対応	<p>●児童生徒の体力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種研修等で「全ての子供を運動好きにする体育の授業づくりリーフレット」を紹介し、授業改善への活用を促します。 ・小中学校において体力向上を推進する上で中核となる教員の研修を実施し、体育の授業改善や児童生徒の運動の習慣化に取り組みます。 ・運動やスポーツの楽しさ、喜びを実感できるよう、「スポコン広場」の普及や、各学校で設定した取組を計画できる「1校1取組」運動を引き続き推進します。

指標	現状値（R5年度）	目標値	達成状況
【子どもの体力向上】 全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力中・上位層 ^{注3)} の割合が全国の割合を上回る区分数（教育事務所、小中学校、男女別）	19区分	全区分 (24区分) (R8年度)	△
【子どもの運動習慣の定着】 学校の体育の授業以外で、週3日以上運動やスポーツをする児童生徒の割合	52.2%	65% (R5年度)	△

〔測定手段〕令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査(スポーツ庁)

〔参考資料〕令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査報告書(福岡県教育委員会)



注1) スポコン広場:小学生の運動・スポーツへの動機付け、習慣化を図ることを目的として、体力向上ホームページ上に開設されたサイトのこと。学級ごとに様々な競技に挑戦し、その記録をインターネット上で競い合うことができる。また、登録校の中から選抜されたチームで競い合う地区大会が開催される。

注2) 部活動指導員:学校における部活動の指導体制の充実及び教職員の負担軽減のため、学校におけるスポーツ、文化等に係る専門的な知識・技能を有し、かつ、学校教育に関する十分な理解を有する者のうちから、設置者が任用する部活動に係る技術的な指導に従事する指導者のこと。部活動指導員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2に規定する会計年度任用職員であり、単独での指導や学校外での活動(大会・練習試合等)の引率等の職務に従事することができる。

注3) 体力中・上位層:体力合計点総合評価におけるA~E群のうち、「A・B・C」群に位置する層を表している。



(4) 健康教育の推進 <施策4>

<p>主な取組 ・事業 実施状況</p>	<p>○健康教育推進事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全県立高等学校への専門医（産婦人科医、精神科医）による生徒の性や心の健康問題の解決を図るための講演及び相談の実施 産婦人科 105 回（講演 34 回、相談 71 回） 精神科 108 回（講演 11 回、相談 97 回） ・学校給食等に関する教育諸課題についての研究指定校の委嘱（委嘱校数 11 校） <p>○食に関する指導についての研修の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄養教諭・学校栄養職員等の研修の実施 ・研究指定委嘱（11 校）の成果普及、学校給食レシピコンクール（2,253 点応募）、 ・食物アレルギーアナフィラキシー対応研修会の実施（295 人参加） <p>○子どもが作る「ふくおか弁当の日」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校児童生徒の食に対する意識を高めることや食への感謝の気持ちを育む「子どもが作る『ふくおか弁当の日』」の実施（小学校 201 校、中学校 114 校） ・令和 5 年度福岡県学校健康教育研究大会における「ふくおか弁当の日」シンポジウム実施 <p>○衛生管理及び安全な食材確保のための体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食の衛生管理に関する調査と指導（学校給食施設 17 施設） ・給食用食材の点検の実施（政令市を含む市町村立学校・共同調理場 28 施設、県立学校 2 校） <p>○ワンヘルス^{注1)} 教育推進事業の実施<重点事業 5></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワンヘルス教育啓発資料（リーフレット）を全ての学校の対象学年^{注2)}の児童生徒及び教員等に配布（全 157,291 部） ・ワンヘルス教育実践協力校による実践研究の実施（県立高校 8 校） ・有識者（大学教授や県医師会及び県獣医師等）により構成するワンヘルス教育推進委員会を年 3 回開催 ・令和 5 年度から全県立高等学校にワンヘルス教育の推進を担当する「ワンヘルス教育推進教員」1 名を置き、各学校でのワンヘルス教育を実施 ・ワンヘルス教育推進教員対象の研修会やワンヘルス教育講演会等を実施 ・短期留学研修プログラム（P.10）におけるハワイ大学での特別講義や農業就業体験を通じたワンヘルス学習の実施
<p>成果</p>	<p>○各学校の実態に応じて、性や心に関する講演などの健康教育が推進されています。</p> <p>○食に関する指導の研究指定校では、食に関する指導の全体計画における各教科の指導や学校給食との関連付け、地域・家庭との連携、体験活動を通じて、児童生徒の食への関心を高めることができました。</p> <p>○ワンヘルス教育実践協力校（県立高校 8 校）の実践研究をもとに、ワンヘルス教育推進教員研修会において、実践報告と研究協議会を実施しました。これにより、実践協力校を中心にワンヘルス教育の理解が進みました。</p>
<p>今後の課題 ・対応</p>	<p>●全県立学校における性と心の健康相談事業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性と心の健康相談事業の全県立高等学校での実施に向けて、実施校の取組事例等を紹介するとともに、関係機関との連携強化を進めます。 <p>●朝食を食べる習慣の定着</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が自分の朝食について振り返り、朝食への関心を高める「朝食いきいきシート」の活用を促進するとともに、研究指定校の効果的な取組を普及します。 <p>●全ての学校におけるワンヘルス教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワンヘルス教育推進教員等を対象として、効果的な指導方法等に関する研修を実施します。 ・福岡県獣医師会の協力のもと、ワンヘルス教育啓発資料（小学校高学年～高校生）の更新及び新たに小学校低学年を対象とした啓発資料を作成します。

指標	現状値（R5 年度）	目標値	達成状況
【食に関する指導】 朝食を食べる習慣が定着している児童の割合	91.4% (全国平均 93.9%)	全国平均以上 (毎年度)	△

[測定手段] 令和 5 年度全国学力・学習状況等調査(文部科学省)

注1)ワンヘルス:人と動物の健康及び環境の健全性はひとつのもの、すなわち「健康は一つ」であるとの概念又は理念のこと。

注2)対象学年:義務教育段階小学4年生・中学1年生、高等教育段階1年生

**(1) 道徳教育の推進** <<施策5>>

主な取組 ・事業 実施状況	<p>○ボランティア活動等の社会奉仕体験活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動等体験活動を実施 (小学校 68.2%、中学校 54.3%、県立高等学校(全日制) 100.0%) <p>○規範的な行動を促す道徳、特別活動、総合的な学習・探究の時間等の教育活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県道徳教育地域指導者研修における道徳教育地域指導者^{注1)}の育成 (道徳教育地域指導者数 小学校 12人、中学校 12人) ・「道徳教育推進市町村」指定による研究成果の普及・啓発(指定市町村数 6市町) ・県立学校における道徳教育推進教師を対象とした研修会の実施(R5参加教員数 130人) <p>○情報モラル教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットの適正利用をテーマに規範意識育成学習会を実施 						
成果	<p>○研修会を通じて各校の取組事例を共有することができ、各校での指導改善に活かされています。</p> <p>○研修終了後10年以内の道徳教育地域指導者を中心に、各地域の研修会や協議会で活用されています。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">校内における指導助言</td> <td style="text-align: right;">1,194回</td> </tr> <tr> <td>他校における指導助言</td> <td style="text-align: right;">219回</td> </tr> <tr> <td>各地区研修会等における指導助言</td> <td style="text-align: right;">310回</td> </tr> </table>	校内における指導助言	1,194回	他校における指導助言	219回	各地区研修会等における指導助言	310回
校内における指導助言	1,194回						
他校における指導助言	219回						
各地区研修会等における指導助言	310回						
今後の課題 ・対応	<ul style="list-style-type: none"> ●道徳教育地域指導者の幅広い活用 <ul style="list-style-type: none"> ・継続的に道徳教育地域指導者を育成し、研修終了後、10年以内の修了者を中心に各地域で指導助言の機会を設定し、講師として積極的に活用します。 ●道徳科の指導方法、評価の普及 <ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育推進事業及び福岡県重点課題研究指定・委嘱事業において道徳科の趣旨を踏まえた多様な指導方法の研究、評価の推進及びその成果の普及を行います。 ●県立学校における道徳教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・県立学校においては道徳教育推進教師を中心とした指導体制を整備し、道徳教育の充実に取り組みます。 						

指標	現状値 (R5年度)	目標値	達成状況
【道徳教育の推進】 各地域の道徳教育の中核となる小・中学校教員の養成研修修了者数	24人	24人 (毎年度)	◎
【道徳教育の推進】 研修会の講師等として自校以外で活動した道徳教育地域指導者の割合	75.4%	80% (毎年度)	○

[測定手段] 福岡県道徳教育地域指導者研修修了者一覧(県教育委員会)
福岡県道徳教育地域指導者研修受講者活用状況調査(県教育委員会)

注1) 道徳教育地域指導者: 道徳教育に関する基本的な理論研究及び実践研究を行い、その指導技術を習得させることを目的とした年5回の「福岡県道徳教育地域指導者研修」を受講した、道徳教育を推進する専門的な資質を持った教員。



(2) 実体験を重視した教育の推進 <<施策6>>

<p>主な取組 ・事業 実施状況</p>	<p>○県立学校集団体験活動推進事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立中学校等新1年生の新しい学校生活への早期適応を図る「自立と協働を学ぶ体験活動」の実施（実施校数 県立中学校4校、中等教育学校1校、特別支援学校20校） <p>○放課後等における子どもの体験活動などの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての県立特別支援学校における児童生徒の障がいの種別や状態に応じた多様な体験学習の実施 ・子どもの体験活動等を推進する市町村に地域活動指導員を配置する経費を助成（配置人数172人） ・地域学校協働活動事業において、放課後等に子どもの体験活動を推進する市町村に経費を助成 <p>○障がいのある子どもや不登校の子どもの体験活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立の社会教育施設において、障がいのある子どもや不登校の子どもを対象とした体験活動事業の実施 <p>社会教育総合センター：知的障がいのある児童生徒を対象とした生活体験活動等 少年自然の家「玄海の家」：視覚障がいのある児童生徒を対象とした調理体験活動、適応指導教室に通う児童生徒を対象とした野外キャンプ活動等 英彦山青年の家：聴覚障がいのある児童生徒を対象とした自然体験活動等</p>
<p>成果</p>	<p>○「自立と協働を学ぶ体験活動」では、各学校で工夫ある協働的な活動に取り組み、多くの生徒の新しい学校生活へのスムーズな移行に寄与しました。</p> <p>○県立特別支援学校における体験学習実施後の評価において、児童生徒の学習内容の理解については、「十分にできた」「概ねできた」合わせて98.3%と非常に高く、効果的な取組を実施することができました。</p> <p>○地域活動指導員がコーディネーターとして地域住民や子どものニーズを把握し、活動の企画・立案・運営・評価を直接担うことで、活動の活性化が図られました。</p> <p>○放課後等における子どもの体験活動を実施することで、様々な体験や経験の場が増え、子どもの学びの充実につながりました。</p> <p>○障がいのある子どもや不登校の子どもを対象とした体験活動等を行うことで、主体性や社会性を育むことができ、社会的自立に向けた学習となりました。</p>
<p>今後の課題 ・対応</p>	<p>●新しい学校生活への早期適応を図る教育活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自立と協働を学ぶ体験活動推進事業」において、実施に係る評価を行い、特に効果があるプログラムを他の学校と情報共有していきます。 <p>●地域活動指導員の人材発掘、育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動指導員は、家庭教育や自然体験活動における専門性をもった者も多く、その優れた取組の成果を県内各地に広げていきます。 <p>●地域学校協働活動における放課後等の体験活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内における好事例を集め、地域学校協働活動推進委員等を対象とした研修会や事例集の配布により県内各地に共有し、広げていきます。

指標	現状値（R5年度）	目標値	達成状況
<p>【放課後等における体験活動の実施】 放課後等に子どもの体験活動を実施している市町村の割合</p>	89.7%	100% (毎年度)	○



(3) 幼児教育の充実 <<施策7>>

<p>主な取組 ・事業 実施状況</p>	<p>○地域の実態を踏まえた幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」^{注1)}における議論を踏まえた、幼児教育と小学校教育の円滑な接続、幼児教育の質に関する認識の共有、家庭や地域との連携について協議する研修会の実施 園長等運営・管理協議会（参加者 74 人） 幼稚園教育課程研究協議会（参加者 432 人） <p>○子育てに関する学習機会や情報提供の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育支援に関する資質の向上や、参加者同士の交流の深まりとネットワークの構築を図るための「みんなで育もう！ふくおかの子ども育成支援フォーラム」開催（参加者数 142 人） ・電話相談「親・おや電話」や電子メールによる子育てに関する相談の実施（相談件数 電話 357 件、電子メール 44 件）
<p>成果</p>	<p>○参加者のキャリアステージに合わせた実践発表や協議を実施することで、幼稚園の運営や管理に関する理解、幼児にとって必要な体験を確保するための活動の工夫等について、理解を深めました。</p> <p>○電話相談「親・おや電話」や電子メールでは、電話相談員、留守番電話、電子メールによる多様な対応方法によって相談を受け付け、子育てに関する情報提供を行いました。</p>
<p>今後の課題 ・対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●幼保小の円滑な接続を啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・幼保小の合同研修の必要性を周知し実施を求めていくとともに、幼稚園、保育所、認定こども園及び小学校の管理職に対し連携の必要性や進め方について研修を行います。 ●相談事業の活用の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・研修会や講演会等において積極的に電話・メール相談事業の広報を行うなど、周知方法の工夫により多くの方々へ相談事業の情報が届くようにします。 ●関係機関との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> ・相談員を対象とした事例研修会等を実施し、関係機関との連携・協力を積極的に進めます。

指標	現状値（R5 年度）	目標値	達成状況
<p>【小学校と幼稚園等の連携】 幼稚園・保育所・認定こども園と合同で研修会を実施した小学校の割合</p>	58.3%	80% (毎年度)	△

注1)「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」:幼児教育の質的向上及び小学校教育との円滑な接続について専門的な調査審議を行うため中央教育審議会初等中等教育分科会に設置された委員会



(4) 読書活動の充実 <施策8>

<p>主な取組 ・事業 実施状況</p>	<p>○学校図書館の利活用による学校全体での日常的な読書活動の推進及び読書指導の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全校一斉の読書活動の推進 (実施率 県立高等学校(全日制)・中等教育学校 62.6% (57校/91校)) ・「子ども読書の日^{注1)}」の取組の推進 (実施校数 県立高等学校・中等教育学校 95校全校) ・県立学校の教員を対象とした学校図書館教育推進研修会の実施 (参加教員数 112人) <p>○市町村子ども読書推進計画の改訂に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村における子ども読書推進計画の改訂に向けた指導・助言や情報提供 <p>○読書活動推進ボランティアの養成及び活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域で読書活動に関わる方や学校図書室の業務に関わる教職員を対象とした優れた実践発表を行う交流会の実施 (参加者 347人) <p>○図書館間の連携・協力・ネットワーク化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「福岡県図書館情報ネットワーク」による県内図書館間の図書資料相互貸借及び横断検索システムの拡充 <p>○読書好きを育む環境づくり応援事業の実施<重点事業6></p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児から中学生までを対象とした読書活動の取組や保護者や地域住民への啓発事業等を実施する市町村に対し、事業実施の支援や経費を助成 (33市町村) 乳幼児 : 読み聞かせ、紙人形劇 小・中学生 : 読み聞かせ、読書リーダー養成 保護者・地域住民 : 家庭での読書「うちどく」の啓発、ブックトーク 等
<p>成果</p>	<p>○実践発表交流会参加者の交流会への評価は極めて高く (満足度・理解度 97.8%)、管内関係者のネットワークの構築を図ることができました。</p> <p>○県立高等学校においては、6割以上の学校が読書の時間を学校教育活動の中に位置づけており、読書習慣の定着に結び付いています。</p>
<p>今後の課題 ・対応</p>	<p>●全ての児童生徒が読書に親しめる環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員研修等を通して、本を読むことが苦手な児童生徒も含めた全ての児童生徒が活用しやすく読書への親しみをもてる学校図書館のあり方や、優れた読書活動を普及啓発します。 <p>●読書好きを育む環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達段階に応じた読書活動の取組や読書活動の気運を高める取組への支援を通して、「読書が好きな子ども」が育まれる環境づくりを進めます。

指標	現状値 (R5 年度)	目標値	達成状況
<p>【読書好きを育む環境づくりの推進】 読書が好きな児童生徒の割合</p>	<p>小 72.7% 中 65.4%</p>	<p>小 75.0% 中 70.1% (R8 年度)</p>	<p>△</p>

注1) 子ども読書の日:「子どもの読書活動の推進に関する法律」第 10 条で定められた日(4月23日)。子どもの読書活動について国民の関心と理解を深め、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられている。国及び地方公共団体はその日の趣旨にふさわしい事業を実施することが求められている。



(5) いじめや不登校等への対応 <<施策9>>

<p>主な取組・事業実施状況</p>	<p>○いじめ・不登校^{注1)} 総合対策事業の実施<<重点事業7>></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全小・中学校、県立高等学校、中等教育学校へのスクールカウンセラー配置 ・スクールカウンセラースーパーバイザー（スクールカウンセラーのコーディネートや各種相談員への指導助言を実施）を各教育事務所に配置 ・スクールソーシャルワーカーの配置（県内9市町、県立高等学校12校）及び市町村が任用するスクールソーシャルワーカーの経費に1/3以内の額を予算の範囲内で補助（補助市町村数52市町村） ・教育支援センター等の機能強化（支援市町村6市町）、ICTを活用した支援を行う等学校以外の場における多様で適切な教育機会の確保 ・県立学校における不登校生徒を対象に学校復帰と社会的自立に向けた相談活動を行うための訪問相談員の配置（配置数 県立高等学校13校、訪問数817回） ・土曜・日曜を含む24時間対応の教育相談「子どもホットライン24」の実施（相談件数3,491件） ・SNSを活用した教育相談の実施（相談件数3,654件） ・いじめの未然防止及び早期発見・早期対応のためのリーフレットを全小・中学校の保護者に配布
<p>成果</p>	<p>○中学校において、不登校から継続して登校できるようになった児童生徒の割合やいじめの認知件数のうち解消した件数の割合が全国平均を上回りました。</p> <p>○県立高等学校において、不登校から継続して登校できるようになった生徒の割合が前年度から減少したものの、平成29年度から引き続き全国平均を上回っています。</p>
<p>今後の課題・対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●教育相談体制のさらなる充実 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒のSOSのサインを見逃さないよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、訪問相談員等の専門家と連携して児童生徒一人一人の背景にある要因を多面的に把握し、きめ細かな対応を推進します。 ●不登校児童生徒への組織的取組・早期支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・「福岡県不登校児童生徒支援グランドデザイン（令和3年12月策定）」に基づき、不登校予防診断チェックリストの活用等、不登校兆候を示す児童生徒の把握とチームサポート（マンツーマン）方式等を徹底します。 ・小学校の校内教育支援センターの支援員配置への支援など不登校児童生徒への早期支援を図ります。 ●不登校生徒が県立高校に進学しやすい環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・博多青松高校の通信制課程において協力校でのスクーリング（面接指導）を実施するとともに、県立高校において「学びの多様化学校」（特例クラス）の設置準備を進めます。

指標	現状値（R4年度※）	目標値	達成状況
<p>【不登校対策】 相談・指導等^{注2)}を受けていない不登校児童生徒の割合</p>	<p>小・中 39.9% 高 47.7%</p>	<p>小・中 33% 高 50% (R8年度)</p>	○
<p>【不登校対策】 不登校から継続して登校できるようになった児童生徒の割合</p>	<p>小・中 28.0% 高 57.2%</p>	<p>小・中 38% 高 65% (R8年度)</p>	○
<p>【いじめの解消】 いじめの認知件数のうち解消した件数の割合</p>	<p>小 76.2% (全国 77.2%) 中 82.0% (全国 75.9%) 高 71.5% (全国 77.7%)</p>	<p>全国平均以上 (毎年度)</p>	○

[測定手段]児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省)

※ 令和5年度の調査結果は、令和6年10月頃公表予定。達成状況は令和4年度実績により評価。

注1)いじめ:児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

不登校:年間30日以上欠席した者のうち、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者(ただし、病気や経済的な理由によるものを除く。)」をいう。

注2)相談・指導等:教育支援センター、児童相談所、病院、養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員等による相談・指導等を指し、担任等の教職員による相談・指導等は含まない。



(6) 少年の非行防止と健全育成、インターネット適正利用の推進 <<施策10>>

<p>主な取組 ・事業 実施状況</p>	<p>○保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業の実施<重点事業8></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の発達段階や校種に応じて、インターネットの適正利用や非行防止（薬物乱用防止、飲酒運転防止を含む）等を学習テーマとする「規範意識育成学習会」を開催（全ての小学校（3学年以上）・中学校、県立学校で実施） ・規範意識育成に係る保護者への啓発を行う「児童生徒と保護者が共に学ぶ学習会」^{注1}を実施 <p>○薬物乱用防止教育及び飲酒運転防止教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校における飲酒運転防止教育及び喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の一層の充実を図るため、最新情報や効果的な指導方法等に関する研修会の実施（参加者数 393 人）
<p>成果</p>	<p>○「規範意識育成学習会」及び「児童生徒と保護者が共に学ぶ学習会」では、体験・参加型の学習活動を取り入れたり、保護者が参加しやすいようオンラインでの参加も受け付けたりするなど、各学校で工夫した取組が実施されています。</p> <p>○県立高等学校等において、「インターネットの適正利用」と「薬物乱用防止」については、毎年度必ず実施するとともに、「飲酒運転防止」は、在籍中必ず1回は学習することにより生徒の規範意識を醸成しています。</p> <p>○SNS やスマートフォンの不適切な利用による心身への影響とともに、適切に利用するための具体的な対策を児童生徒とともに保護者にも周知し、指導に活かすことができています。</p> <p>○全ての学校種において薬物乱用防止教室の実施率100%を継続することができています。</p>
<p>今後の課題 ・対応</p>	<p>●家庭・地域と連携した規範意識育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「規範意識育成学習会」を学校の年間計画に位置付けて実施するよう指導し、計画的な実施を促進します。また、「児童生徒と保護者が共に学ぶ学習会」^{注1}の実施については、引き続きオンラインの活用とともに、授業参観日等と同日に学習会を設定したりするなど、保護者の参加率の向上に向けて各学校の実態に応じて工夫するよう助言します。 <p>●ネット利用上の諸問題に対する取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォン等の普及により、県立高等学校のネットいじめ認知件数は令和4年度は82件でした。いじめ全体の認知件数に占める割合は30.4%と令和元年度から上昇傾向にあるため、研修会を通じて効果的な取組の事例を普及し、規範意識の育成を図ります。 <p>●新たな課題への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・18歳で成人を迎える生徒に、消費者トラブル等への適切な対応についてわかりやすく学ぶ機会を作ります。 ・多様性を受け入れる社会に関する教育について学ぶ機会を作ります。 <p>●薬物乱用防止教育における多様な指導方法のさらなる充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、ロールプレイングやケーススタディ等の効果的で多様な指導方法に関する研修会を実施します。

指標	現状値（R5年度）	目標値	達成状況
<p>【家庭・地域と連携した規範意識育成】 「児童生徒と保護者が共に学ぶ学習会」^{注1}に参加した保護者の割合</p>	<p>小 40.1% 中 11.0% (R5年度)</p>	<p>小 45% 中 10% (R5年度)</p>	<p>○</p>

注1)「児童生徒と保護者が共に学ぶ学習会」:保護者自身の規範に対する意識や養育に関する責任感を高め、さらに学校と家庭とのさらなる連携を図ることで、児童生徒の規範意識の育成に取り組むことを目的とした学習会。


(7) 学校、家庭、地域の連携・協働体制の整備、家庭教育支援の充実 <<施策11>>

主な取組・事業実施状況	<p>○地域と一体となった学校づくりの推進<重点事業9></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域学校協働活動事業 ・ふくおか教育月間推進事業 ・県立高校地域連携構築事業 <p>・文部科学省が委嘱するコミュニティ・スクールマイスター派遣事業の積極的活用の情報提供</p> <p>・地域学校協働本部を中心とした登下校の見守り、子どもたちへの本の読み聞かせ等の活動を実施する市町村・学校に対して活用に係る経費を助成 (46市町村 365校)</p> <p>・県立高等学校において学校運営協議会を新たに4校設置するとともに、管理職等を対象とした学校運営協議会研修会を実施(計8校設置)</p> <p>・「ふくおか教育月間」記念行事の実施</p> <p>○優れた知識・技能を有する社会人の積極的な活用促進</p> <p>○PTAが主体となって取り組む「“新”家庭教育宣言注1)への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県PTAが実施する「“新”家庭教育宣言」事業の支援による家庭の教育力向上 <p>○ふくおか社会教育応援隊による家庭教育支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村や学校等の要望に応じ社会教育主事等を派遣する「ふくおか社会教育応援隊」の実施を通じた家庭教育支援、子供の読書活動を通じた学習方法の提供、団体・サークルの育成支援の実施(164回派遣) <p>○子育てに関する学習機会や情報提供の推進(再掲)(P.15参照)</p>
成果	<p>○地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的推進により、コミュニティ・スクールの設置する学校が増えています。</p> <p>○地域学校協働活動事業実施市町村では、地域学校協働活動推進員を配置し、「放課後の学習支援・体験活動」や「学校における働き方改革の取組」を学校、家庭、地域が連携・協働することで、活動の幅が広がってきています。</p> <p>○ふくおか教育月間の取組により県民の教育に対する関心・理解を深めることができました。</p>
今後の課題・対応	<p>●コミュニティ・スクール、地域学校協働活動の更なる啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・スクール未導入の自治体や高等学校、地域学校協働本部の未設置校区に対し、実施方法や体制づくりなどの支援や研修会の充実を図り、設置を促進します。 <p>●家庭教育支援に関わる人材の育成と市町村への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育支援に関する研修会や交流の場を設定し、学校、家庭、地域が連携・協働していくための仕組みづくりを周知し、家庭教育支援を担う人材を育成します。また、保護者が安心して子育てや家庭教育を行うことができるよう、それぞれの市町村のニーズに応じた支援を充実させます。

指標	現状値 (R5年度)	目標値	達成状況
【学校、家庭、地域の連携・協働体制の整備】 保護者や地域の人が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、学校行事の運営などの活動に参加している学校の割合	小 94.6% (全国 95.9%) 中 82.8% (全国 82.1%)	全国平均以上 (毎年度)	○
【コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進】 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に取り組んでいる小中学校の割合	78.6% (442/562校)	100% (R7年度)	○

[測定手段]【学校、家庭、地域の連携・協働体制の整備】全国学力・学習状況調査(文部科学省)

注1)「“新”家庭教育宣言」:福岡県PTA連合会が「家庭での子育て力向上」を目指して、平成17年度から実施。家庭において親子で相談しながら努力目標を宣言し、その実現に向けた取組。



(1) 子ども本位の指導の推進 <<施策12>>

<p>主な取組 ・事業 実施状況</p>	<p>○「鍛ほめ福岡メソッド」総合推進事業の実施<重点事業10> ・児童生徒の基礎学力の定着を図る取組において「鍛ほめ福岡メソッド」を取り入れた学ぶ意欲や自尊感情等の向上を図る教育活動の実践（研究協力校数 小・中学校 12校）</p> <p>○少人数指導や習熟度別指導の推進 ・少人数指導と習熟別指導の推進 少人数指導：実施校の割合 小学校 99.3%、中学校等 98.5%、県立高等学校等 62.1% 習熟度別指導：実施校の割合 小学校 97.9%、中学校等 93.8%、県立高等学校等 86.3%</p> <p>○小・中学校の連携強化による一貫性のある教育の推進 ・「福岡県小中一貫教育の手引」を活用した小中一貫教育の推進を支援</p> <p>○高校生知の創造力育成セミナー事業の実施 ・「高校生知の創造塾」のプレセミナー及び合宿の実施 （参加生徒数：生徒 121 人（45校） 教員 16 人）</p> <p>○次世代の科学技術を担う人材育成事業の実施 ・高校生等を対象に科学技術への興味・関心を持つ人材の裾野を広げるための「高校生科学技術コンテスト^{注1} ファーストステージ（筆記競技）」及びスキルアップ講座の実施 （コンテスト受験者数 721 人+スキルアップ講座受講者数 44 人） ・「科学の甲子園ジュニア」の実施（参加数 167 チーム）</p> <p>○専門高校生実践力向上事業の実施 ・専門高校生の実践力を向上するための SKB（専門高校物産展）の開催や資格取得・GAP 認証等の専門的知識や得意技を磨く取組の実施 ・ものづくりの意識の高揚と技術・技能の向上による工業教育の活性化を図るための「高校生ものづくりコンテスト」の実施（九州大会入賞者数 2 人）</p> <p>○今日的な課題に対応した教育の推進 ・各高等学校の主権者教育担当教員を対象とした研修会を実施</p>
<p>成果</p>	<p>○科学の甲子園^{注2} 全国大会において、総合成績 10 位となり、上位の成績を維持しています。 ○ものづくりコンテスト県大会に、9 部門 117 名の生徒が参加しました。また、各部門の優勝者（チーム）が九州大会に出場し、優秀賞 2 部門の成果がありました。</p>
<p>今後の課題 ・対応</p>	<p>●専門高校生の実践力の向上に向けた新たな学習成果の発表の場を創出 ・専門高校物産展（SKB）を複数回開催することで、生徒の学習成果を県民へ広く発表し、専門高校の教育活動への理解を促進します。これにより、地域と連携した教育活動を推進し、地域の担い手となる人材を育成します。</p> <p>●科学技術系人材の育成 ・「高校生科学技術コンテスト」、「科学の甲子園ジュニア」について参加者数の増加を図り、科学技術系人材の裾野を広げるとともに、国際社会で活躍できる優秀な人材を育成します。</p>

指標	現状値（R5 年度）	目標値	達成状況
<p>【科学技術系人材の育成】 高校生科学技術コンテストの受験者数</p>	721 人	700 人 （毎年度）	◎
<p>【科学技術系人材の育成】 科学の甲子園ジュニアの参加チーム数（中学生対象）</p>	167 チーム	150 チーム （毎年度）	◎
<p>【農業人材の育成】 農業関係学科から農業関連分野へ就職・進学した生徒の割合（県立高等学校）</p>	38.4%	39% （R8 年度）	○

[測定手段]【科学技術系人材の育成】次世代の科学技術を担う人材育成事業高校生科学技術コンテスト受験者数(県教育委員会)

【農業人材の育成】職業に関する学科の調査(文部科学省)

注1) 高校生科学技術コンテスト: 科学技術の振興に寄与する人材の発掘を目的とし、県内の高校生及び中学校3年生を対象として、科学技術の知識を活用する試験を行うもの。

注2) 科学の甲子園: 平成 23 年度から国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)が実施している取組で、全国の科学好きな高校生が集い、競い合い、活躍できる場を構築するため、高等学校等(中等教育学校後期課程、高等専門学校を含む。)の生徒チームを対象として、理科・数学・情報における複数分野の競技を行うもの。



(2) 特別支援教育の推進 <<施策13>>

<p>主な取組 ・事業 実施状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援学校の教育環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・「県立特別支援学校の今後の整備方針について」（平成 28 年 11 月）及び「県立特別支援学校設置計画」（平成 31 年 2 月）に基づく新設特別支援学校 3 校の新設に向けた校舎の設計・建築工事 ○県立学校等医療的ケア^{注1)} 体制整備事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒等が安全に教育を受けられる環境整備のための看護職員の配置（配置校数 15 校、配置人数 62 人） ○特別支援学校専門スタッフ強化事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・心理に関する専門スタッフ（スクールカウンセラー）の配置（5 校週 7 時間（年間 35 週）、15 校週 4 時間（年間 35 週）） ・医療・保健等に関する専門スタッフ（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等）を県立特別支援学校全校で活用 ○高等学校等における特別支援教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・県立高等学校全教員を対象に特別支援教育の理解を進める研修動画コンテンツの作成・提供 ○高等学校等特別支援教育推進事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・県立高等学校における特別な支援を必要とする生徒に対して学習支援や介助等を実施するための特別支援教育支援員を配置（配置校数 11 校） ○高等学校等通級指導推進事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・県立高等学校に障がいの状態に応じた特別の指導を行う通級指導教員を配置（配置人数 15 人） ○発達障がい児等教育継続支援事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・特別な支援が必要な幼児児童生徒に対する円滑な学校間接続のための「ふくおか就学サポートノート（引き継ぎシート）」の紹介リーフレット配布及び研修会を通じた啓発
<p>成果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援学校の専門スタッフの配置及び活用により、幼児児童生徒の個別の教育的ニーズに応じた教職員の指導・支援に関する専門性向上が図られました。 ○高等学校の通級指導による個々の課題に応じた対応により、生徒の自尊感情の向上が図られました。 ○発達障がいや困難さなど学校間で引継ぎが必要な幼児児童生徒について、個別の教育支援計画等による引継ぎの実施割合が 81.4%（令和 4 年度）から 89.9%（令和 5 年度）に向上しています。
<p>今後の課題 ・対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●個別の教育支援計画の策定と学校間引き継ぎの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・各種研修会において、特別な支援が必要な幼児児童生徒への個別の教育支援計画の策定と「ふくおか就学サポートノート」の活用を啓発し、就学前から高等学校までの学校間引き継ぎと、きめ細かな支援を推進します。

指標	現状値（R5 年度）	目標値	達成状況
<p>【特別支援教育体制の整備】 個別の教育支援計画等による学校間の引継ぎの実施割合（公立学校（園））</p>	89.9%	100% (R8 年度)	○

[測定手段] 特別支援教育体制整備状況調査(文部科学省)

注1) 医療的ケア: 保護者が日常的に実施している医行為(たんの吸引、経管栄養、導尿等)。特別支援学校においては、医師の指示の下、看護職員が実施することを基本としている。



(3) キャリア教育・職業教育の推進 <<施策14>>

<p>主な取組 ・事業 実施状況</p>	<p>キャリア教育総合推進事業<重点事業12></p> <p>○地域の企業・経済団体・農業法人等と連携したインターンシップ等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 接客や販売、介護等の職場体験活動を推進 (令和5年度実施状況 小学校13.3%、中学校48.9%) 勤労観・職業観の育成を図るためのインターンシップ推進 (実施校数 県立高等学校71校、高等部を設置する県立特別支援学校14校) <p>○高校生みらい支援事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 県立高等学校10校に進路支援コーディネーターを配置 (生活困窮世帯等の進路支援が必要な生徒に対する個別の面談等及び就職先の開拓等のための企業訪問) <p>○新規高卒者の就職支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 専門高校における実践的、熟練的な技術の習得を図るための社会人講師招へい (実施校数 県立高等学校28校、実施時間469時間) 県立高等学校10校に進路支援コーディネーターを配置(再掲) <p>○県立工業高校産業人材育成事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 生徒を企業に派遣する教育・訓練(参加生徒数1,965人) 企業の高度熟練者による実践的な実習指導(指導時間357時間) 教員等を対象とした企業における技術研修の実施(参加者数25人) 学級単位の企業訪問の実施(参加生徒数986人) 専門高校における測量、建築製図技術認定試験の実施(合格者数 測量154人、建築製図128人) <p>○未来を切り拓く人材育成事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 県立学校における地元企業とのオリジナルブランドの商品の開発・製造など地域との連携 <p>○特別支援学校等就職支援事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 県立特別支援学校における就職学習会の実施(実施16校、学習会26回・相談会2回) <p>○特別支援学校技能検定事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 県立特別支援学校高等部における企業団体と連携し開発した認定資格を授与する技能検定の実施(受検者数233人) <p>○特別支援学校生徒 ICT 活用就職支援事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 県立特別支援学校高等部において、生徒のICT活用スキルを高める職業教育(実施8校)とテレワークを含めた新たな現場実習の機会を確保する事業(実施2校)の実施
<p>成果</p>	<p>○県立高等学校における職業等に関する体験活動への参加率が98.3%と高水準であり、生徒の主体的な進路選択の意識が高まっています。</p> <p>○就職内定率は、県立高等学校が98.8%(令和6年3月31日)、特別支援学校高等部が99.3%(令和6年5月1日)と高水準となっています。</p>
<p>今後の課題 ・対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●更なる産学官での連携強化 <ul style="list-style-type: none"> 生徒の希望に即した、多様な職種での教育・訓練体制の機会を開拓・提供し、地域産業の担い手としての人材を育成します。 ●児童生徒の職業観や勤労観の育成 <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の職場体験率を向上させ、職場体験を通して児童生徒自身のキャリアについて自ら考える機会を創出し、児童生徒の職業観や勤労観を育成します。 ●特別支援学校生徒の希望進路実現 <ul style="list-style-type: none"> 県立特別支援学校の児童生徒及び保護者の就職への意識向上を図り、就職を希望する生徒の割合を増やすとともに、実習先・進路先の開拓等を進めます。

指標	現状値 (R5年度)	目標値 (R8年度)	達成状況
<p>【キャリア体験活動の実施】 県立高等学校における職業や進路研究等に関する体験活動への参加率</p>	98.3%	100% (R8年度)	○
<p>【就職意欲の向上】 県立知的障がい特別支援学校高等部における就職希望率</p>	43.6%	50% (毎年度)	○

[測定手段] キャリア教育体験活動の実施状況調査(県教育委員会)

県立特別支援学校高等部卒業予定者進路進捗状況調査(県教育委員会)



(1) 今日的な教育ニーズへの対応 <<施策15>>

<p>主な取組 ・事業 実施状況</p>	<p>○県立高等学校活性化の推進及び学科・コースの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校活性化に向けた専門学科及び特色ある学科・コースの充実 ・県立高等学校の活性化を総合的かつ戦略的に進めるための学区単位の活性化チームを設置 <p>○入学者選抜制度及び転編入学制度の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学生の進路選択の幅を拡げ、県立高等学校を志願しやすい環境をつくるため特色化選抜・第2志望校制度の対象校を拡大 <p>○情報活用能力向上事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協力校における小・中学校を通じた系統的な情報活用能力育成のためのカリキュラム・マネジメントへの支援 ・協力校の研究成果（授業動画や学習指導案）の公表と普及（協力校 小学校6校 中学校5校 義務教育学校1校） <p>○プログラミング実習環境整備事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「情報I」を履修する県立高等学校へのクラウド型教材を使ったプログラミング実習環境の整備 <p>○帰国・外国人児童生徒等への日本語指導体制整備事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本語指導担当教員等指導力向上研修の実施及び日本語教育推進市町村における実践研究の成果を普及するためのリーフレットを配布
<p>成果</p>	<p>○学科・コースの整備、学区単位による活性化チームの設置、入学者選抜制度の改善により、志願者数が入学定員以上となった学科・コース・系の数が増加しました。</p> <p>○「情報I」を履修する高等学校生徒の学習意欲やプログラミングによる課題解決能力が向上しています。</p>
<p>今後の課題 ・対応</p>	<p>●県立高等学校活性化に向けた取組の更なる充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活性化に向けた取組の更なる充実を図るため、生徒・保護者・地域ニーズ等を踏まえた学科・コースの整備などを行います。 <p>●入学者選抜制度の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受検生の能力・適性をより適切に評価するとともに、中学生が志願しやすい環境整備のため、入学者選抜制度の更なる改善を行います。 <p>●情報活用能力の地域間・学校間格差の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校における児童生徒の情報活用能力育成のための取組は進んでいるものの、地域間・学校間による格差が見られるため、推進市町村及び協力校を増やし、支援等を継続します。 <p>●プログラミング実習環境整備事業の一層の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業支援の更なる充実を図るため、「情報I」を担当する教員に対してプログラミング教育に関する研修を行います。 <p>●日本語指導担当教員等の指導力・日本語教育支援の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校の担当職員や、市町村を対象に、日本語指導教員等指導力向上研修を引き続き実施し、教員の指導力の向上や市町村の支援体制を充実させます。

指標	現状値（R5年度）	目標値	達成状況
<p>【プログラミングによる課題解決力の向上】 プログラミング学習を課題解決等に应用する意欲の高い生徒の割合（県立高等学校）</p>	79.7%	60% (毎年度)	◎

〔測定手段〕 情報Iに関するアンケート調査(県教育委員会)



(2) 学校教育の ICT 化 《施策 16》

<p>主な取組 ・事業 実施状況</p>	<p>ICT を活用した教育推進事業＜重点事業 13＞</p> <p>○ICT 環境整備の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立学校の高等学校段階の生徒 1 人 1 台タブレット型パソコンの整備及び県立学校に必要な ICT 環境整備（インターネット回線、緊急時の SIM カード及び遠隔通信ソフトウェア） ・特別支援学校において障がいのある児童生徒の特性に対応した入出力支援装置の整備（点字ディスプレイ、音声認識・合成ソフト、視線入力装置等） ・特別支援学校において分身ロボット、デジタル教科書を配備（配備数 分身ロボット 6 校、デジタル教科書 13 校） <p>○教員の ICT 活用指導力向上研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員の ICT 活用指導力向上に向け、県立学校の教員対象の研修会実施（参加教員数 139 人） ・全県立学校の副校長・教頭を対象とした ICT を活用した教育の推進を図る研修会実施 ・小・中学校における ICT 活用指導力に応じた教員研修の実施（基礎研修 233 人、中核教員研修 231 人、ICT 支援リーダー研修 112 人） ・ICT 支援員を全県立学校に派遣し、学校における ICT の効果的活用のための技術的支援を実施（訪問回数 1 校につき毎月 4 回程度） <p>○ICT を活用した先進的教育モデルの研究開発の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校におけるスタディ・ログ（学習履歴）を使った個別最適化学習モデルの開発や遠隔授業モデルの作成 ・県立高等学校・中等教育学校における ICT を効果的に活用した授業改善及び評価方法を研究する研究指定校の指定（指定校 3 校） <p>○情報活用能力向上事業の実施（再掲）（P. 23 参照）</p> <p>○プログラミング実習環境整備事業の実施（再掲）（P. 23 参照）</p> <p>○学校横断型教育プログラムの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立高等学校の生徒が、学校の枠を超えて卓越した指導力を持つ教員の講習を受けられるオンライン講座等を実施 <p>○生徒の学習データの蓄積・分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採点結果の分析を活用した個に応じた指導の充実や生徒の理解度に応じた授業改善のため、全県立中学校・高等学校・中等教育学校にデジタル採点システムを導入
<p>成果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○県立学校において、作成した動画教材のクラウド上での共有、オンラインで実施したアンケート等の授業での活用、タブレットを活用した資料作成・協働学習・発表の指導等、ICT を活用した指導スキルを身に付けた教員が 100%に達しました。 ○教員の ICT 活用指導力等に応じた複層的な研修を行うことで、各学校における教員の ICT 活用指導力の向上や、そのための校内研修の活性化を図ることができました。 ○県立特別支援学校においては、ICT 機器の積極的な活用により、指導方法が改善され、児童生徒等の個別最適な学びや協働的な学びの促進が図られました。
<p>今後の課題 ・対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ICT を活用した質の高い教育の実現 <ul style="list-style-type: none"> ・教員の ICT 活用指導力について地域間・学校間で格差が生じないよう、学校教育 ICT 活用推進班を中心に、各地域での研修を支援します。 ・県立学校の全ての教員が、1 人 1 台端末を効果的に活用して学習指導ができるよう、研修及び ICT 支援員の派遣を行います。 ●各県立特別支援学校における ICT を活用した教育の更なる充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ICT 機器整備を継続するとともに、各学校における好事例について情報を共有します。 ●義務教育段階の公立学校における 1 人 1 台端末の更新 <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県公立学校情報機器整備基金を活用した 1 人 1 台端末の着実な更新を実施します。

指標	現状値（R5 年度）	目標値	達成状況
<p>【県立学校における ICT の効果的な活用による教育の充実】 タブレットを活用した協働学習の指導ができる教員の割合</p>	100% (R5 年度)	100% (R5 年度)	◎
<p>【ICT を活用した学習活動】 ICT を活用した学びにより学習意欲が高まった生徒の割合（県立高等学校）</p>	78.9% (R5 年度)	80% (R5 年度)	○

[測定手段] 学習者用タブレット端末活用調査(県教育委員会)

**(3) 子どもの安全確保** ≪施策17≫

主な取組 ・事業 実施状況	<p>○学校安全総合支援事業（生活安全・交通安全・災害安全）の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全教育の充実を図るため、モデル地域、実践校を指定し、地域や学校の実態に応じた安全教育の指導方法や教育手法の実践的な研究を行い、その成果を県内の学校へ周知（モデル地域数3地域、実践校数 県立高等学校1校、特別支援学校1校） ・安全教育アドバイザーを実践校へ派遣し、交通安全講習会や防犯教室の実施について、指導・助言を実施（派遣回数5回）
成果	<p>○学校安全についての取組について、学識者の助言をもとに、関係機関との連携を図ることができました。</p> <p>○実践校の取組と成果について、学校種を超えて共有することができました。</p> <p>○学識者、関係機関、関係団体及び教育関係者等を構成員とする福岡県学校安全推進委員会において、情報共有や課題の整理を行い、課題解決の方策について協議しました。</p> <p>○学校安全総合支援事業の各モデル地域では、有識者や関係機関等を構成員とする実践委員会を構築し、域内における学校安全体制の整備を図るとともに、域内の課題に応じた安全教育を推進しました。</p> <p>○警察署担当者及びスクールサポーターからの指導・助言を受けながら、安全対策を見直したり、実践的な研修を実施したりすることで、全職員の防犯意識を向上させることができました。</p>
今後の課題 ・対応	<ul style="list-style-type: none"> ●安全教育の更なる充実 <ul style="list-style-type: none"> ・研修会等を通じて、児童生徒が安全な生活を送る基礎を培い、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質能力を育成するための安全教育を行います。 ●更なる児童生徒の安全確保に向けた推進体制づくり <ul style="list-style-type: none"> ・指導主事研修会や各種研修会等の場を活用し、県内の学校安全の取組の成果や課題を市町村教育委員会と共有します。また、SNSやWebサイトも活用し、本事業に取り組んだモデル地域の成果を広く県下に普及していきます。

指標	現状値（R5年度）	目標値	達成状況
【交通安全教育の推進】 交通安全教室（高等学校は二輪車安全教室を含む。）を実施している学校の割合	小 100% 中 100% 高 100%	小 100% 中 100% 高 100% （毎年度）	◎
【防災教育の推進】 災害時の児童生徒の引渡し手順・ルールの策定率（小・中学校）	80.3%	100% （R8年度）	△

[測定手段] 県立高等学校等二輪車安全教室の実施報告(県教育委員会)



(4) 学校施設の整備・充実 <<施策18>>

<p>主な取組 ・事業 実施状況</p>	<p>○学校施設の老朽化対策の推進 ・老朽校舎等の改築^{注1)} や長寿命化改修^{注2)}、グラウンド造成等を実施 (整備校数 県立高等学校 55 校、県立特別支援学校 15 校)</p> <p>○学習環境の整備 ・空調設備の整備・管理を実施</p>
<p>成果</p>	<p>○計画的に老朽対策工事（改築、外壁改修、屋上防水、内部改修等）を行いました。 ○生徒が快適に学校生活を送ることができるよう、空調設備の整備・管理を行いました。</p>
<p>今後の課題 ・対応</p>	<p>●県立学校施設の老朽化 ・平成 29 年度に策定した「福岡県立学校施設長寿命化計画(個別施設計画)」^{注3)} に基づき、学校施設の長寿命化対策に取り組みます。</p> <p>●空調設備の老朽化 ・計画的な空調設備の更新を行うことで、後年度負担の平準化に取り組みます。</p>

注1) 改築: 既存施設の全部を取り壊し、更地にしてから同様の施設を造る工事。

注2) 改修: 既存施設の一部について、従前と同一の状態(構造、規模、機能が概ね同じ状態であることを指す。)に造りなおす工事。

注3) 福岡県立学校施設長寿命化計画(個別施設計画): 令和 8 年度までの県立学校施設の維持管理・更新について、方針と実施内容を明らかにし、児童・生徒の安全・安心と充実した教育環境を確保することを目的とした計画。

**(5) 厳しい教育環境にある子どもへの支援 <<施策19>>**

主な取組 ・事業 実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ○高等学校等奨学金助成事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・経済的理由により修学が困難になることがないよう、高校生等を対象に奨学金及び入学支度金を貸与（貸与生徒数 9,545 人） ○高等学校等就学支援金事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭の教育費負担を軽減するため、高校生等を対象に高等学校等就学支援金を支給（支給対象数 公立 61,533 人） ○高校生等奨学給付金事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・高校生等が安心して教育を受けられるよう、高校生等奨学給付金を支給（支給対象数 公立 9,745 人） ○児童生徒を取り巻く生活環境改善事業の実施<<重点事業14>> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールソーシャルワーカーの配置（県内9市町、県立高等学校の拠点校12校） ・全中学校区へのスクールソーシャルワーカー配置に向け、市町村に対する支援を実施
成果	<ul style="list-style-type: none"> ○県立高等学校等のスクールソーシャルワーカーを対象とした連絡協議会において、生徒を取り巻く生活環境改善に向けて、学校内での情報共有やケース会議等の組織的な対応について研究協議、情報交換を行うことにより、生徒へのきめ細かな支援の充実が図られました。 ○令和5年度スクールソーシャルワーカーを配置している中学校区の割合は97.9%であり、高い配置率を維持しています。
今後の課題 ・対応	<ul style="list-style-type: none"> ●奨学金貸与に必要な予算確保、事業の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・学ぶ意欲のある生徒が経済的理由で修学を断念することがないよう、今後も奨学金貸与に必要な予算の確保及び時代に沿った奨学金事業を実施します。 ●厳しい環境にある高校生等への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・全ての生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料が実質無償となる高等学校等就学支援金事業及び返還の必要がない高校生等奨学給付金事業を着実に実施するとともに、引き続き制度の周知徹底を行います。 ●生徒の抱えている問題や環境の複雑化、多様化、深刻化 <ul style="list-style-type: none"> ・学校だけでは対応できない、福祉関係機関等との早期連携が必要な事例が増加していることから、スクールソーシャルワーカーとの連携を強化していきます。 ●児童生徒を取り巻く生活環境の改善 <ul style="list-style-type: none"> ・貧困をはじめとする家庭環境の問題や生徒指導上の諸課題に対応するための専門スタッフ（スクールソーシャルワーカー等）を全中学校区へ配置するための支援を継続します。

指標	現状値（R5年度）	目標値	達成状況
【スクールソーシャルワーカーの配置】 スクールソーシャルワーカーを配置している中学校区の割合	97.9%	100% (R5年度)	△



(6) 教員の指導力・学校の組織力の向上 <施策 20>

<p>主な取組 ・事業 実施状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○教員採用試験の改善・充実及び大学等との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・教員採用試験において、民間企業人等の多様な面接員による人物評価を実施 ・第一次試験において、特定の資格・免許等を有する者に点数加算の措置を実施 ・免許取得期間猶予制度を活用できる社会人経験者の特例制度を実施、及びスポーツ成績優秀者や大学等から推薦された学生に対して第一次試験を免除する特別選考を実施 ・実践的指導力を有する教員を確保するため、小・中学校及び特別支援学校の現職教員を対象とした特別選考を関東において実施 ・大学等と連携して、教職を目指す学生等に、教職の魅力を紹介し、教育実践に触れる機会を提供する「教員養成セミナー」や出前講座を実施 ・採用予定者に対し、採用直後の業務への円滑なスタートを支援するためのスタートアップセミナーを実施 ○教員の資質の向上及び若年教員の育成の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・教育センター等における特定の教育課題に関する課題研修や、個々の専門性を高める専門研修の実施 ○社会体験研修等の長期派遣研修の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・国内外の教育機関や施設等に長期又は断続的に教員を派遣し研修を実施（総勢 109 人） ○教員評価の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・優秀教職員の表彰（33 人）および教育マイスターの表彰（20 人） ○教職員のメンタルヘルス対策の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・心療内科医、精神科医、臨床心理士、教職経験者が対応する、複数のメンタルヘルス相談窓口を設置（相談件数 1,038 件） ・管理職及び採用後 10 年を経過した中堅教員を対象に、ストレスマネジメント研修を実施 管理職研修（県立）135 名（小・中）623 名 中堅教員研修（県立）170 名（小・中）391 名 ○教職員の働き方改革の推進<重点事業 15> <ul style="list-style-type: none"> ・全県立学校に導入した IC カードによる勤務時間管理システムで勤務状況を把握 ・県立学校部活動指導員の配置及び市町村立学校への配置補助（再掲）（P.11 参照） ・業務改善の専門家による県立学校管理職対象のオンデマンド研修会を実施 ○教職員の情報セキュリティ意識の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・校務の情報化及び情報セキュリティ確保について周知するため、県立学校副校長・教頭 ICT 研修会、県立学校情報関係担当者研修会を実施 ・生成 AI サービスの利用に伴い、福岡県教育委員会情報セキュリティ対策基準を改訂
<p>成果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○福岡県教員育成指標に基づき県立学校等基本研修を実施することで、教員のキャリアステージに応じた資質・能力の向上が図られました。 ○各県立学校において、教員の超過勤務縮減に向けた業務改善の取組や教員の意識改革が進み、長時間の超過勤務が一定程度改善されました。 ○教育情報ネットワーク環境の更新やクラウドサービスの活用に伴い、ネットワーク利用に係る手順や手引きの整理を行いました。
<p>今後の課題 ・対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●教員の指導力向上のための更なる取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県教員研修計画に定めている「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励」について実施状況の把握を行い、効果的かつ主体的な研修受講を促進します。 ・福岡県教員育成指標に基づいた研修を実施するとともに「全国教員研修プラットフォーム（Plant）」の利用により、教員が主体的・自律的に研修しやすい環境を整えます。 ●教職員の働き方改革の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・各市町村・県立学校の好事例を収集し、その内容を周知することで、県全体の働き方改革につなげていきます。 ●効果的なメンタルヘルス対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・相談体制の充実や、ストレスマネジメント研修の確実な実施のほか、県立学校におけるストレスチェックの複数回実施など、効果的なメンタルヘルス対策に取り組みます。 ●重要情報の漏えい等を防止するためのセキュリティ対策 <ul style="list-style-type: none"> ・管理職や情報関係担当者に対する研修会において、重要情報の暗号化、情報資産の持ち出し管理、不正アクセス対策やマルウェア対策等のセキュリティ対策について説明を行います。

指標	現状値 (R5 年度)	目標値	達成状況
【県立学校教職員の超過勤務の縮減】 超過勤務時間数が月 45 時間超の教職員の割合（令和 5 年度までに解消）	23.6%	0% (R5 年度)	△
【県立学校教職員の超過勤務の縮減】 超過勤務時間数が年 360 時間超の教職員の割合（令和 6 年度までに解消）	43.9%	13.7%以下 (R5 年度)	△



(1) 次世代の競技者の育成 <<施策 21>>

<p>主な取組 ・事業 実施状況</p>	<p>○競技者育成・競技団体等活性化事業の実施<重点事業 16></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内のジュニア選手（小・中・高校生）を対象に、各競技団体の「競技者育成プログラム」による遠征合宿の活動経費を 28 競技団体に助成 ・九州のジュニアアスリートを対象に中央競技団体（3 競技団体）と連携し、育成プログラムを実施 ・オリンピック等国際大会への出場可能性が高い選手を国際大会で活躍するトップアスリートへと育成するため、27 競技団体を通して遠征経費を助成 ・県内の女性アスリートを対象に、遠征合宿及び全国大会等への出場経費を 7 競技団体に助成 ・全国及び世界トップレベルの女性アスリート選手を招へいし、県内の女子選手と強化練習会・試合等の活動経費を 4 競技団体に助成 ・映像分析ソフト等の ICT を活用した競技者育成システム構築事業を 30 競技団体が実施 <p>○競技スポーツ振興事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の優れた指導者による指導法を競技団体で共有する取組を実施した 11 競技団体に、指導者の活動経費を助成 <p>○県立体育・スポーツ施設の整備と活用促進（5 施設）</p>
<p>成果</p>	<p>○ジュニアアスリートの育成プログラムによる成果がでています。 （年団別日本代表選手にホッケー競技で 3 名、フェンシング競技で 2 名が選出。）</p> <p>○ジュニアアスリートの発掘から始まる一貫指導システムの重要性について、本県事業を通じて各競技団体と共有することができました。</p>
<p>今後の課題 ・対応</p>	<p>●「中長期の強化戦略プラン」のブラッシュアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各競技団体の実態に応じたターゲットアスリート^{注1)}の発掘・育成や、持続可能な組織づくりの確立等を目的とした「中長期の強化戦略プラン」の見直しの支援を行い、競技力向上へつなげます。 <p>●女性アスリート及び女性アスリートの指導者育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県の女性アスリートの競技力向上を図るため、遠征合宿などの強化事業を継続的に実施します。

指標	現状値（R5 年度）	目標値	達成状況
<p>【競技スポーツの振興】 国民体育大会^{注2)}における男女総合成績順位</p>	7 位	8 位 (毎年度)	◎
<p>【女性アスリートの育成】 国民体育大会における女子総合成績順位</p>	10 位	8 位 (毎年度)	○

[測定手段] 国民体育大会の男女総合成績(天皇杯)及び女子総合成績(皇后杯)

注1) ターゲットアスリート:各競技団体が選出する次世代アスリートのこと

注2) R6 から「国民体育大会」が「国民スポーツ大会」へ名称変更



(1) 社会教育の推進 <<施策 22>>

<p>主な取組 ・事業 実施状況</p>	<p>○県立社会教育総合センター等での学習情報の提供及び学習相談の充実 ・「ふくおか社会教育ネットワーク」を活用し、先進的な取組事例等の情報提供やメールの配信等を実施</p> <p>○県立社会教育施設の機能充実・利用促進 ・各施設において、事業内容の充実を図るため、県民の多様な学習ニーズに対応した学習プログラムや児童生徒の現代的課題に対応する体験プログラムの開発、家庭教育支援のための各施設の特徴を活かした講座等を実施 ・県立図書館の所蔵資料を自宅等のインターネットや電話で予約し、最寄りの市町村立図書館（室）で受取・返却できるサービスを実施（サービスを利用できる市町村数 53 市町村）</p> <p>○社会教育関係職員の資質向上 ・市町村新任社会教育関係職員研修等を実施（参加者数：59 名（新任）・219 名（県大会））</p> <p>○ふくおか社会教育応援隊事業の実施<重点事業 17> ・地域の社会教育活動の推進を図るため、市町村や学校等の要望に応じ、社会教育主事を派遣する「ふくおか社会教育応援隊事業」の実施（派遣回数：893 回）</p> <p>○社会教育関係団体等に対する育成支援・補助 ・社会教育関係団体が実施する研修会等における講義や指導助言などの活動支援及び団体助成金の交付（10 団体）</p> <p>○NPO やボランティア団体との連携・協力の推進 ・「みんなで育もう！ふくおかの子ども育成支援フォーラム」の開催（参加者数 142 人）</p>
<p>成果</p>	<p>○県立社会教育施設においては、SNS の活用や、少人数団体の受け入れ等利用者層の拡大を図ることにより、年間利用団体数が目標値を上回りました。</p> <p>○県立図書館においては、指定館受取・返却サービスの実施、電子書籍の拡充、Web 利用登録の開始により、年間貸出冊数が目標値を上回りました。</p>
<p>今後の課題 ・対応</p>	<p>●社会教育施設の利用促進とサービスの向上 ・各施設の特色を生かした体験プログラムの開発と事業の充実を行います。</p> <p>●ふくおか社会教育応援隊の派遣推進 ・地域の社会教育活動をより一層推進するため、市町村や学校等の多様なニーズに応じた支援を行います。</p> <p>●県立図書館の利用者数の増加 ・市町村立図書館等との連携強化を一層図るとともに、読書バリアフリーのさらなる推進、電子書籍の充実など、利用者サービスを向上させます。</p>

指標	現状値（R5 年度）	目標値	達成状況
<p>【県立社会教育施設の利用】 県立社会教育施設の利用団体数（社会教育総合センター、英彦山青年の家、少年自然の家「玄海の家」）</p>	<p>1,903 団体 (R4:1,660 団体)</p>	<p>1,900 団体 (R8 年度)</p>	<p>◎</p>
<p>【県立図書館の利用】 県立図書館の年間貸出冊数（電子図書を含む。）</p>	<p>461,340 冊 (R4:498,989 冊)</p>	<p>460,000 冊 (R8 年度)</p>	<p>◎</p>
<p>【ふくおか社会教育応援隊事業の実施】 ふくおか社会教育応援隊事業における社会教育主事等の派遣回数</p>	<p>893 回 (R4:716 回)</p>	<p>1,200 回 (R8 年度)</p>	<p>○</p>



(1) 文化芸術活動の推進、文化芸術を育む人材の育成 《施策 23》

<p>主な取組 ・事業 実施状況</p>	<p>○子ども文化事業の実施 ・子どもの文化芸術活動を推進するため、ふくおか県民文化祭で鑑賞・発表事業、芸術体験講座を実施 （鑑賞・発表事業：4市町、芸術体験講座：小学校9校、中学校1校、特別支援学校2校計12校）</p> <p>○県立美術館の機能の充実 ・「どこでもケンピ」（バーチャル美術館事業）を運用（年間アクセス数111,832件） ・「ひつじのショー 展」等の各種展覧会を実施（年間入場者数72,397人）</p> <p>○中学校文化連盟^{注1)}、高等学校芸術・文化連盟^{注2)}への支援 ・芸術文化活動の振興のため中学校文化連盟や高等学校芸術・文化連盟への助成</p> <p>○古代日本の「西の都」魅力発信事業の実施<重点事業18> ・日本遺産コーナーの設置、構成文化財の解説板の設置、魅力あるサブストーリーのホームページ掲載に加え、民間人材をコーディネーターとして登用</p> <p>○九州歴史資料館の利用促進、調査・研究の充実 ・九州歴史資料館において、特別展（船原古墳とかがやく馬具の精華）や教育普及講座（名誉館長講座等）等を開催（入館者数40,269人、うち特別展9,619人） ・小・中学校の来館学習・出前授業・オンライン授業、出前講座等の実施（参加者9,074人）</p> <p>○旧福岡県公会堂貴賓館の利用促進 ・指定管理者によるフラワーレッスン、朗読会、コンサート等自主事業の実施</p>
<p>成果</p>	<p>○九州歴史資料館では、展示をはじめ、イベント、動画配信、学校への普及活動を通して歴史文化遺産の魅力を様々な方法で発信しました。</p> <p>○旧福岡県公会堂貴賓館では、指定管理者による来館促進事業に加え、新聞・TV等へのニュースリリースなど、広報活動に積極的に取り組み、過去最高の入館者数（32,458人）を記録しました。</p>
<p>今後の課題 ・対応</p>	<p>●九州歴史資料館における新規来館者の開拓及び学校等との連携促進 ・県内市町村や国立博物館、他県施設と連携した展示・講演会のほか、学校や民間企業と連携したイベント等を実施するとともに、ホームページやSNS等を用いた広報活動の一層の充実を図り、新規来館者の開拓につながる効果的な情報発信を行います。</p> <p>●「西の都」に関する地域との連携強化・認知度向上 ・コーディネーターと協働して地域活動ワーキングを開催し、地域の民間事業者等との連携を強化するとともに、調査研究や展示、シンポジウムを通して「西の都」の魅力・認知度の向上を図ります。</p> <p>●県民の美術鑑賞の機会の確保、県民の創作意欲の向上 ・県立美術館では、多くの来館者に満足いただける展覧会を開催するとともに、ホームページやSNSを通じた情報発信、移動美術館などを実施し、県民の美術に関する鑑賞・創作活動を更に促進します。</p>

指標	現状値（R5年度※）	目標値	達成状況
<p>【県立美術館の利用】 県立美術館入館者数</p>	<p>72,397人 (R4:107,872人)</p>	<p>160,000人 (R8年度)</p>	<p>○</p>

※ 改修工事のため、約5か月休館

注1) 中学校文化連盟：県内の中学校及び特別支援学校中学部の生徒の文化活動の振興・発展を図ることを目的に、福岡県中学校総合文化祭等の事業を行っている団体。美術や音楽等11の専門部を有する。

注2) 高等学校芸術・文化連盟：県内の高等学校及び高等部を設置する特別支援学校における芸術文化活動の振興を図ることを目的に、福岡県高等学校総合文化祭等の事業を行っている団体。演劇や吹奏楽等19の専門部会を有する。



(1) 人権教育の推進 <<施策 24>>

<p>主な取組 ・事業 実施状況</p>	<p>○個別の人権課題に関する指導方法等調査研究事業の実施<重点事業 19> ・有識者による調査研究委員会の開催（調査研究委員会 1 回 小委員会 1 回） ・検証授業の研究分析による指導者用手引書の作成・配布及び説明会の開催</p> <p>○人権教育を基盤にした学校づくり研究事業の実施 ・研究指定校 6 校（小学校…4 校 中学校…2 校）</p> <p>○人権教育実践交流会・人権教育指導者養成連続講座の実施 ・人権教育実践交流会の実施（4 回 参加人数 延べ 1,994 人） ・人権教育指導者養成連続講座の実施（全 7 回 受講者 20 人）</p> <p>○人権教育コーディネーター^{注1)}養成講座の実施（全 5 回 受講者 22 人）</p> <p>○男女共同参画教育の推進 ・新たな人権課題への対応も含め、男女共同参画教育について取り上げた県立学校等生徒指導主事研修会を実施 ・小・中学校における「男女共同参画教育指導の手引」（改訂版）の活用及び普及</p> <p>○男女共同参画についての教員研修の実施 ・新任校（園）長、新任教頭研修会における男女共同参画教育に関する講話の実施</p>
<p>成果</p>	<p>○人権教育指導者養成連続講座の修了者の多くは、自校だけでなく他校や地域における人権教育研修の講師を務めたり、企画・運営に携わったりするなど、人権教育推進の中核となる指導者として活躍しています。</p> <p>○幼稚園、小・中学校の管理職を対象とした研修を通じて、社会の動向を踏まえ、教育課程実施における男女共同参画教育に関する留意点について理解を深めることができました。</p> <p>○県立高等学校においては、教科や特別活動で、男女が互いに尊重し合い、社会の対等な構成員として責任を担う意識を向上させることができました。</p>
<p>今後の課題 ・対応</p>	<p>●教職員の人権意識及び人権教育に係る指導力の向上 ・特に若年層教員の課題を踏まえ、教員のキャリアステージや職務に応じた、人権意識及び人権教育に係る指導力向上のための研修を継続して実施します。 ・「個別の人権課題に関する指導者用手引書」の活用を通して、各学校における校種間の系統性や人権課題の関連性を踏まえた個人人権課題に関する指導の充実を図ります。</p> <p>●県立高等学校における体験活動を通じた男女共同参画教育 ・自らのキャリアを考え、主体的に進路を選択できるよう、特別活動やインターンシップ等の体験的な活動を通じた男女共同参画教育の充実を図ります。</p> <p>●人権が大切にされた社会をめざす生徒のリーダーシップの育成 ・人権問題の解決に向けた生徒のリーダーシップ育成の取組を推進します。</p>

指標	現状値（R5 年度）	目標値	達成状況
<p>【人権教育の推進】 人権教育推進の中核となる指導者養成研修を修了した教員の累計人数</p>	542 人	597 人 (R8 年度)	○

注1) 人権教育コーディネーター: 地域社会に密着し、人権教育に関する専門的知識を持ち、体験的参加型学習等の多様な手法を取り入れた研修の企画・運営ができる市町村の指導者のこと。

学識経験者意見 I

元兼 正浩(九州大学大学院教授)

I 点検・評価の実施方法等について

地教行法第 26 条1項にしたがい、県民の代表である県議会に対し、教育委員会が自身の活動の点検・評価を行い、詳らかに報告することは開かれた教育行政の推進に資するものであり、また県民への説明責任を果たす趣旨からも重要である。このように多様な専門性をもつ学識経験者の意見を添える実施方法は、地教行法第 26 条2項でも奨励されており、自己点検・評価の客観性を担保するための重要な手続きとして評価できる。

II 点検・評価書の形式等について

今回の点検・評価結果は、令和5年度の教育施策である5つの柱、8の項目、24の施策に沿って簡潔にまとめられている。根拠となるデータも施策ごとに整理されている。ただし、◎○△▲で表現される指標の達成状況については、結果が一人歩きする恐れもあり注意が必要である。あくまで設定した目標との距離を表したものにすぎず、目標の立て方で左右されてしまうからである。また、指標自体が可視化できるものに偏る傾向があり、施策の全体を表すものになっていない。教育委員会の権限に関する事業評価ということで外的な条件整備事項や間接的な取組状況が中心となるが、その成果が子どもたちの学力や幸福に繋がるまでには隔たりがある。経年変化をみるために指標を変えずにいるようだが、右肩上がりの目標設定には臨界点もあり、点検・評価の形式のあり方については本県の将来展望を見据え、そろそろ抜本的な見直しを行うタイミングではないだろうか。

III 個別の点検・評価について

1「教育委員会の活動状況について」

「今後の課題」にあるように、教育や教育行政に対する県民の関心を高める必要があり、発信力や存在感を高め、結果、傍聴や会議録へのアクセスも増えることがのぞましい。

また、学校訪問の取組は評価するところであり、教育委員会が教育の最前線に出向き、直接教職員や児童生徒達の実態を見ることや、ヒアリングを行うことは、質的な自己評価や効果的な施策を進める上で重要な取組である。こうした機会を継続し、できる限り増やしていくことを期待する。

2「教育施策の推進状況について」

施策(取組)は課題(現状)を成果に転じさせるものであるが、結果に届きにくい施策もみられる。実施回数(量)を目標にしているものに比べ、意欲や認知の向上(質)を目標にしているもの、市町村教育委員会や家庭などの媒介を要するもの、子どもたちの学力や体力、生活習慣の改善などは全体に成果への結実が難しい傾向にある。ただ、直接コントロールができる「量」の問題として、喫緊の課題である【県立学校教職員の超過勤務(月 45 時間超、年 360 時間超の教職員の割合)の縮減】については達成ができていないにも関わらず、「(6)教員の指導力・学校の組織力の向上<<施策 20>>」項目の中で埋没してしまい、「今後の課題・対応」に挙がっていなかったため、指摘したところである。施策項目の「教師の資質・力量向上」ではなく、教師の労働環境向上ひいては教師の地位・待遇向上を図っていかなければ、志のある若者らを教育界に招き入れることができず、そのためには財政的裏付けが何より必要であり、県議会や知事部局そして県民の理解が重要となる。

全般に各取組の実施にあたり県教委はこの自己点検・評価に示されている以上の努力をし、それでも結果が伴わない労苦を味わいながら逡巡している。この点検・評価が等身大の教育界、教育行政、子どもたちの状況を理解していただく一助になることを願うものである。

以上

学識経験者意見 2

伊藤 克治(福岡教育大学教育学部教授)

I 点検・評価の実施方法等について、II 点検・評価書の形式等について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定に基づき、教育委員会の活動状況と教育施策の推進状況が点検・評価され、見やすくまとめられている。教育委員会会議の議題や会議録、総合計画の内容と施策の基本的なねらいは二次元バーコードからも参照可能であり、県民目線で分かりやすく伝える工夫がされていることは高く評価できる。

III 個別の点検・評価結果について

<施策1>【確かな学力の育成】の達成評価は△となっているが、福岡県教育委員会から出されている「令和5年度全国学力・学習状況調査 福岡県学力調査 調査結果報告書」に記載されている経年変化や、地区毎の分析に基づいた成果評価を参照すると、これまでの様々な学力向上の取組の成果が現れていると判断できる。学力調査は、現在の学習指導要領の下で児童生徒にどのような資質・能力が求められているのかを問題の形式で伝えるものであるため、調査結果を踏まえて、市町村や学校単位で現在の児童生徒の資質・能力を分析し、課題は何か、その課題解決のために必要な方策は何かを分析・検討して取り組むことが望まれる。その際、市町村や各学校の特徴を活かした強みをさらに伸ばすという観点も大切である。また、中学校区単位(義務教育学校では学校単位)で義務教育9年間を見通した資質・能力の育成という観点も欠かせない。市町村単位では、学力向上の様々な取り組みがされているので、好事例を共有するための一層の工夫もお願いしたい。

一方、<施策4>のワンヘルス教育は、健康教育をはじめ、様々な教科等を横断する探究的な学びの側面もあるだけに、令和5年度から全県立高等学校に「ワンヘルス教育推進教員」が置かれ、全県下で進められていることは高く評価できる。高等学校での好事例を小中学校でも共有し、福岡県の特徴ある教育がさらに進むことを期待している。

なお、学力検査では測定できない「非認知的能力(挑戦心、達成感、自己有用感等)」は、学校外で多様な他者との活動を通して豊かに育つ側面もあるため、<施策11>の地域と一体となった学校づくりの一層の推進が求められる。その際、「どのような活動を通して、どのような力を子供たちに身に付けさせたいのか、そして、それをどのように見取るのか」を、学校、家庭、地域と共有することが大切である。学校では「指導と評価の一体化」の取組が進んでいるが、子供たちが主体となる自己評価・相互評価を取り入れた「学びと評価の一体化」、さらには学校外の活動における「活動と評価の一体化」が総合的に進むことで、一層の学力向上が見込まれる。県立高等学校においても、学校運営協議会が新たに4校設置されており、先行している高等学校での成果を踏まえた今後の拡充と、この後押しとなる各種研修会等の充実が望まれる。このことは、<施策15>の県立高等学校活性化にもつながるものである。

国が進めるGIGAスクール構想に合わせて、<施策16>の学校教育のICT化が進んでおり、ICTを活用した教育が充実していることは評価できる。今後は、ICTを活用した効果的な家庭学習の推進や校務効率化による教員の働き方改革の一層の充実が期待される。この環境整備となる児童生徒の1人1台端末の計画的な更新についてもお願いしたい。

以上

学識経験者意見 3

山田 明(九州共立大学スポーツ学部教授)

I 点検・評価の実施方法等について

教育委員会の活動状況及び教育施策の推進状況について、エビデンスを簡潔に示して説明されており、教育行政に対する県民の理解を深め、関心を高める工夫がなされている。

II 点検・評価書の形式等について

福岡県教育施策実施計画(令和5年度)に基づいた点検・評価書は、主な取組・事業実施状況、成果、今後の課題・対応について、具体的指標を提示して整理されており、内容把握が容易である。

III 個別の点検・評価結果について

1 教育委員会の活動状況について

適切な委員構成、会議及び委員協議会の確保、学校等への出席及び視察、他の都道府県との連携や情報交換など充実した委員会活動が認められる。

2 教育施策の推進状況について

施策1 学力の向上

全国学力・学習状況調査について、小・中学校とも、国語・算数(数学)において全国平均水準を維持しており、確かな学力の育成に成果が認められる。また学力向上に資する検証改善サイクルも順調に推移し、カリキュラムマネジメントにも成果が確認できる。子どもの粘り強さや自己有用感の涵養は見受けられるが、依然として家庭での学習習慣が定着していない児童・生徒の現状があり、課題解決への自主的な活動など、学びに向かう力である非認知的能力の育成が望まれる。学校と家庭における連携と協働を通じた具体的対策が必要と考えられる。

施策3 体力の向上・施策4 健康教育の推進・施策6 実体験を重視した教育の推進

全国体力・運動能力、運動習慣等調査について、「体力中・上位者」の状況が向上している点は評価できる。平成30年以降の本県の体力・運動能力の低下傾向は、向上または緩やかになっているが、子どもの運動習慣の定着が依然として課題である。「1校1取組」「スポコン広場」の充実と併せて、体育授業の改善によるスポーツが好きになる子どもの育成が、解決策の一つとなるだろう。全県下で取り組まれている「ワンヘルス」は先駆的な取り組みである。現在は高等学校を中心に活動成果が見られるが、小・中学校への普及を望みたい。福岡県独自の「鍛ほめ福岡メソッド」を柱とした体験活動(生活体験・自然体験・社会体験)の機会提供と内容の充実に期待したい。

施策22 社会教育の推進(施策6、施策12との関連も含む)

福岡県立社会教育施設(図書館も含む)利用数、ふくおか社会教育応援隊事業実施数の順調な増加は、コロナ後の社会教育へのニーズが要因だろう。SNSの活用、特に図書館においては電子書籍の拡充とWeb利用登録など県民目線の対応が成果を上げているようだ。福岡県立社会教育総合センター、少年自然の家「玄海の家」、英彦山青年の家は、施策6における障がいのある子どもや不登校の子どもの体験活動を積極的に支援している。施策12(子ども本位の指導の推進)については、社会教育関係者(社会教育主事、社会教育士)のサポートが望まれる。社会教育のさらなる推進に期待したい。

IV 教育委員会の活動・施策及びその成果等について

教育の充実、スポーツ立県福岡の実現、共助社会づくり、生涯学習の推進等を柱とした24施策について、おおむね良好な状況として成果が認められる。明らかになった課題解決に向け、より具体的に効果が期待できる施策の計画及び実施を望む。

以上

参考資料等

◎ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

◎ 福岡県総合計画(令和4(2022)~令和8(2026)年度)

(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/sougoukeikaku2022-2026.html>)



県が目指すべき姿を示すとともに、県政の各分野における施策の方向を示し、県の行政運営の指針となるものです。

なお、本県においては当計画の教育、学術及び文化の振興に関する部分を「福岡県教育大綱」及び「教育振興基本計画」に位置付けています。

◎ 福岡県学校教育振興プラン(令和4年3月改定)

(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/gkyoikushinkoplan.html>)



本県教育を取り巻く課題を踏まえ、県教育委員会として、次代を担う「人財」育成の基盤となる学校教育の振興のための施策の基本的な方向性や考え方、重点的に取り組む施策等を示し、県内の教育関係者に広く共有するものです。

◎ 令和5年度福岡県教育施策実施計画

(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/r5kyouikujiissikeikaku.html>)



「福岡県学校教育振興プラン」の理念等を踏まえ、毎年度、実施計画を策定しています。実施計画には、当該年度に実施する主な取組・事業を掲載しています。

◎ 令和5年度教育便覧

(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kyouiku-binran-r05.html>)



各機関に問い合わせたデータを元に、よく使われる統計表をまとめたものです。学校教育行政上の基礎資料として利用されています。また、学校一覧については、住所録としても活用されています。

◎ 教育福岡

(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kyouiku-fukuoka.html>)



本県教育の魅力や特色ある教育活動、社会教育活動等を紹介する広報紙として、年4回発行しており、各種事業の報告についても掲載しています。

福岡県行政資料	
分類記号 IA	所属コード 2120212
登録年度 6	登録番号 0002

問合せ先

福岡県教育庁教育総務部総務企画課

電話 092-643-3882 (教育政策推進室)

